

第3回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 平成 24 年 11 月 12 日(月)
午前 10 時から午前 12 時まで

会 場 横浜情報文化センター 7 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 部会委員紹介

3 部会長挨拶

4 議 事

(1) 今後の都市デザイン行政について

ア 景観制度の拡充について

- ・(仮称)横浜市景観アドバイザー制度について(審議)
- ・(仮称)横浜市公共事業の景観ガイドラインについて(審議)

イ 「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議)

ウ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)

(2) その他

5 閉 会

資 料

資料1:(仮称)横浜市景観アドバイザー制度の導入について(案)

資料2:(仮称)横浜市公共事業の景観ガイドライン 構成(案)

資料3:「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(素案)

資料4:(仮称)横浜都市デザインビジョン (案) 概要

資料5:前回議事録(第2回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)

第3回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 委員名簿

開催日時:平成24年11月12日(月) 10:00-12:00

		氏名(敬称略)	現職等
1	部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授 (都市デザイン)
2	委員	佐々木 葉	早稲田大学社会環境工学科教授 (景観)
3	〃	中津 秀之	関東学院大学建築学科准教授 (ランドスケープ)
4	〃	六川 勝仁	市民委員
5	専門委員	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授 (都市デザイン)

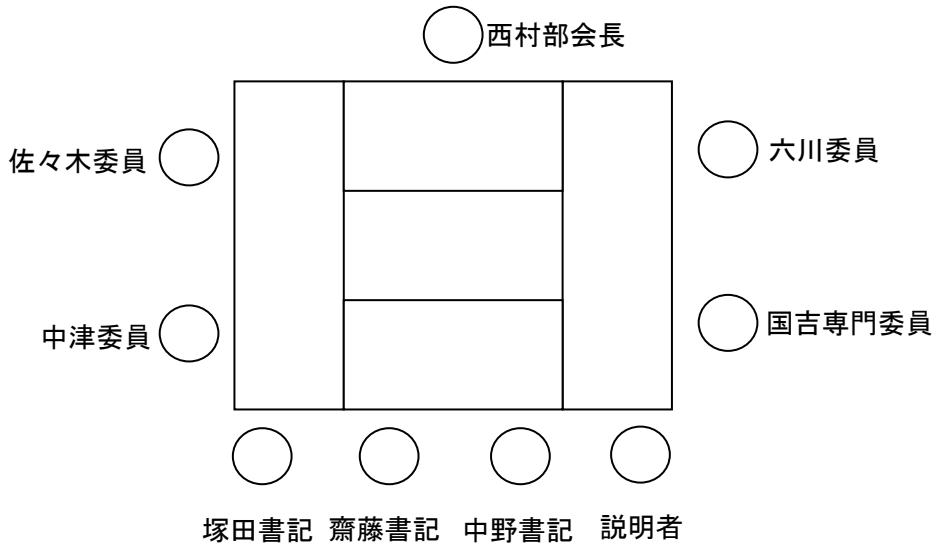
6	書記	齋藤 泉	横浜市都市整備局都市づくり部長
7	〃	中野 創	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室長
8	〃	塚田 洋一	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室 担当課長

【第3回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日時 平成24年11月12日(月) 午前10時から

会場 横浜情報文化センター 7階 大会議室

速記録



事務局・関係者

記者席

傍聴者(10人)

受 付

(出入口)



(仮称)横浜市景観アドバイザー制度の導入について(案)

1 導入の経緯

- (1) 大規模や重要な案件については、条例に基づく景観協議等の手続きに入る前の早い段階で事業者等と調整を行い、本市の景観に対する考え方やイメージを共有しておくことが重要です。
- (2) 事業者等との早期の調整については、市の担当だけでなく景観形成に関する専門家がアドバイスすることにより、早期の誘導を効果的に行う必要があります。
- (3) 以前開催した都市美対策審議会政策検討部会及び景観審査部会の中でも、「早期に景観アドバイザー制度の導入を目指すべき」、とのご意見を頂いています。

2 制度の概要

- (1) 景観法、景観条例に基づいて『(仮称)横浜市景観アドバイザー設置要綱』等を制定し、市長が(仮称)横浜市景観アドバイザー(以下、アドバイザー)を選任します。
- (2) 市内で建築物の建築等を行う際に、市は景観形成上重要であると判断した場合は、アドバイザーを派遣することができます。
また、事業者等が必要とした場合にも市は申請を受けてアドバイザーを派遣することができます。
- (3) アドバイザーは、建築物等の形態意匠や景観形成に配慮が求められる事項について、事業者等に助言を行います。
- (4) アドバイザーについては、都市美対策審議会の委員・専門委員等から選任し、任期は2年とします(再任することも可能です)。
- (5) アドバイザーは、都市美対策審議会の審議経過等を尊重し、必要に応じて審議会に派遣の結果等について報告をします。
- (6) アドバイザーは派遣の内容を市に報告し、市はその内容をもとにアドバイザーに報償費を支払います。

3 今後の展開について

(仮称)横浜市景観アドバイザー設置要綱は、速やかに制定します。
一方、先行して制度を導入している他の自治体の状況について詳細に調査し、内容の検討を進めていきます。

1 景観ガイドライン策定の考え方について

- ◆横浜市景観ビジョンや景観計画等の関連計画、国土交通省の景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」、県の「公共事業における景観づくりの手引き」及び既存のガイドライン等の内容を踏まえ、国、県、市が市内で実施する公共事業における景観形成の指針とします。
- ◆今後のスケジュールについて (予定)
平成 24 年度 ガイドラインの素案策定、各事業局との調整
平成 25 年度 ガイドラインの策定

2 景観ガイドラインの構成 (案)

第 1 章 はじめに

【第 1 章の概要】

- ・ガイドライン策定の目的、位置付け、対象施設、対象者等を明確にするために、各項目を整理します。
- ・本市では、景観法に基づく公共施設（道路、公園等）の整備に加え、公共建築物の整備についてもガイドラインの対象とします。
- ・景観法に基づく『景観重要公共施設』及びその指定を目指す公共施設等については、本ガイドラインに沿って計画、設計、管理等を行います。また、それ以外の公共施設等についても事業担当がガイドライン（チェックシート）を活用します。検討の過程で必要に応じて、都市デザイン室が景観に関する内容について支援します。

- 1 策定の目的
- 2 ガイドラインの位置付け
- 3 対象施設（道路、公園・緑地、河川・水路、橋梁、港湾、公共建築物 等）
- 4 対象者（主に横浜市内で「公共施設等を整備する事業担当」、「設計・施工者」等）
- 5 利用時期（「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」）
- 6 ガイドラインの活用方法

第 2 章 公共事業の景観形成の考え方

【第 2 章の概要】

- ・市のこれまでの景観施策や関連計画（横浜市景観ビジョン、横浜市景観計画等）も踏まえ、公共施設等が果たすべき役割や景観形成の理念、目標等を示します。
- ・更に、市内で公共施設等の景観形成を検討していく上で留意すべき市の景観特性を示します。

- 1 公共施設等が果たすべき基本的な役割
- 2 公共施設等の景観形成の基本理念と目標
- 3 景観形成のための体制構築
(市民・行政・専門家等の連携・協働、景観担当部局等との連携・協働、プロポーザルの活用等)
- 4 地区ごとの景観特性
 - (1) 地区ごとの個性を生かした景観魅力づくり
 - ア 駅前・駅周辺 イ 高密度な既成市街地 ……
 - (2) 横浜の景観の多様性を感じられる特徴的な地区
 - ア 臨海工業・物流地区 イ まとまった樹林地・農地・大規模公園等 ……

第 3 章 公共施設等における景観形成に向けての留意点・デザイン手法

【第 3 章の概要】

- ・公共施設等の「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階で配慮すべき内容や工夫できる点等を示します。
- ・横浜市内外の事例に関する写真やコメントを多く掲載し、事業担当が景観形成に関する手法や配慮すべき点等について具体的にイメージしやすい構成とします。
- ・本章で示した景観形成に向けての留意点・デザイン手法を『チェックシート』にまとめ、各事業担当が検討を進めていく際に活用できるように示します。
- ・チェックシートについては公共施設等の「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階での景観形成の考え方が踏襲できるような構成とします。
- ・既存ガイドライン等との整合や施設管理台帳との整合・連携に配慮した内容とします。

1 施設ごとの景観形成の進め方

- (1) 道路（基本的考え方、景観設計の進め方、配慮事項等）
 - ア 構想・計画段階 イ 設計・施工段階 ウ 維持・管理段階
- (2) 公共建築物（基本的考え方、景観設計の進め方、配慮事項等）
 - ア 構想・計画段階 イ 設計・施工段階 ウ 維持・管理段階
 - ：

2 景観形成配慮事項チェックシート

- (1) チェックシートの活用方法
- (2) 景観形成配慮事項チェックシート

第 4 章 景観施策への対応と手続きの流れ

【第 4 章の概要】

- ・公共事業を実施するにあたって関連する手続きを示します。

1 景観施策に関連した手続き

- (1) 景観重要公共施設
(景観重要公共施設を新たに指定する際には、あらかじめ都市美審の意見を聞いたうえで当該施設を指定する)
- (2) 景観重要建造物
(チェックシートを活用し、重要な案件については必要に応じて都市美審の意見を聞いたうえで事業を実施する)
- (3) 景観推進地区・都市景観協議地区内で公共事業を行う際の手続き
(条例に基づく「特定都市景観形成行為」を行う際には、あらかじめ都市美審の意見を聞いたうえで協議事項及び協議の方針を定める)
- (4) その他
(チェックシートを活用し、重要な案件については必要に応じて都市美審の意見を聞いたうえで事業を実施する)

2 事業を行う際の景観形成に関する手続きフロー

(上記の手続き内容を 1 つのフローにまとめて表記)

3 関連資料

(景観計画、景観条例、既存ガイドライン、各様式、用語解説等)

公共事業の景観形成について

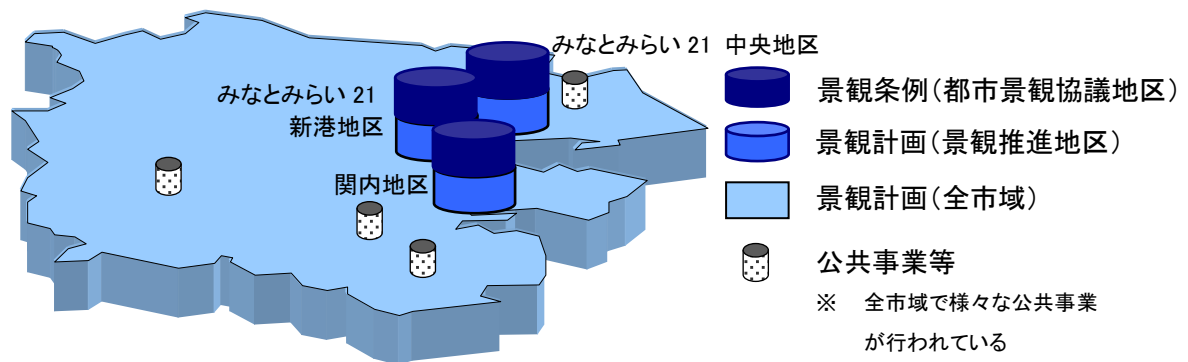
1 公共事業の景観形成の現状

現在、横浜市では、全市域にかかる横浜市景観計画と、横浜の顔となるような地区では、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき、きめの細かい景観形成に取り組んでいます（都市景観協議地区）。

景観づくりの羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」には、景観形成に関する行政の取組として、公共施設のデザイン調整が掲げられています。

また、23年6月には、国土交通省から『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』の策定についての通知があり、公共事業の積極的な景観形成が求められています。

これらの状況を踏まえて、横浜市では、地区の特性に合った公共事業の景観誘導のルールづくりについて検討を進めていきます。



2 検討の視点

- ・ 地区の特性に合った公共施設等の景観誘導のルールを検討します。
- ・ 公共事業のデザインを誘導し、行政自ら先導的な役割を担います。

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」の策定についての通知（国土交通省）

（抜粋）

平成16年5月景観緑三法案の国会附帯決議で「公共事業実施の景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと」とされる。

1 策定趣旨

良好な都市の景観形成の実現にあたっては、公共事業などにおける特別なグレードアップとして実施するのではなく、景観形成そのものを事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱う。

2 位置づけ

- ・ 地方公共団体は、都市整備に関する事業実施において、積極的に良好な景観形成の推進に努める必要がある
- ・ 景観緑三法案の国会附帯決議を受けて策定されたものであり、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業などの都市整備に関する事業が対象
- ・ 地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言の性格を有するもので、その活用については地方公共団体の判断にゆだねられる。

第1回政策検討部会 公共事業ガイドラインに関する各委員意見（抜粋）

<西村部会長>

- ・大きな案件であれば、ある程度自然に景観に対する検討も行われると思う。小さな案件こそガイドラインの必要性が高いのでは。
- ・エリアマネジメント組織などにこのガイドラインを渡し、彼らが考えを発展させるきっかけにできるとよいのでは。

<佐々木委員>

- ・こういったガイドラインは数多く作られているが、有効に活用されているものは非常に少ない。
- ・ガイドラインがあること自体は重要だが、市が技量のある技術職員をきちんと確保することが一番重要ではないか。

<中津委員>

- ・ガイドラインはあくまでも最低限の基準を示すもの。その上で「どういうふうにつくっていくか」というような意識改革を事業者に促す啓発活動を行っていくべきでは。
- ・行政が景観形成に対してきちんと目を向けているという姿勢を、事業者に向けて示すことも重要。

<六川委員>

- ・馬車道などの特徴的な地区は、他の地区に比べてメンテナンスに余計に費用が掛かってしまう。その中でこういったガイドラインがあれば話がしやすくなると思う。
- ・エリアマネジメントの面でも、各エリアによってまちづくりに対する考え方や姿勢に温度差がある。なかなか1つの基準がないと難しい。

<国吉専門委員>

- ・あまり事業を押しえつけないガイドラインの構成にする必要がある。
- ・横浜では地域の多様性を重視してまちづくりを行ってきたが、管理する側としては規格が均一の方が管理上好ましい。その兼ね合いをどうとるのが重要。

「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（素案）

平成 24 年 11 月

横 浜 市

目次

1 歴史を生かしたまちづくりの取組の現状	
（1）歴史を生かしたまちづくりの概要	1
（2）これまでの取組実績	2
（3）広報普及	5
（4）専門家等との協働	5
（5）歴史的建造物を生かした魅力づくり	5
（6）保全活用手法	6
（7）まとめ	11
2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題	
（1）持続的な保全活用の推進	12
（2）保全活用の推進と建築基準法への適合	12
（3）所有者支援	13
（4）市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進	13
（5）ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開	13
3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について ～歴史を生かしたまちづくり推進戦略～	
【基本方針】	
【基本施策】	
（1）所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進	15
（2）市民とともに守り、活かす取組の推進	16
（3）歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進	17
4 「(仮称)特定景観形成歴史的建造物」の景観制度への導入について	
（1）趣旨	18
（2）対象建造物	18
（3）建築基準法の適用除外	18
（4）制度の概要	18
（5）横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例	19
（6）建築基準法適用における課題とモデル検討	20
5 今後の進め方(案)	23

1 歴史を生かしたまちづくりの取組の現状

(1) 歴史を生かしたまちづくりの概要

1) 目的

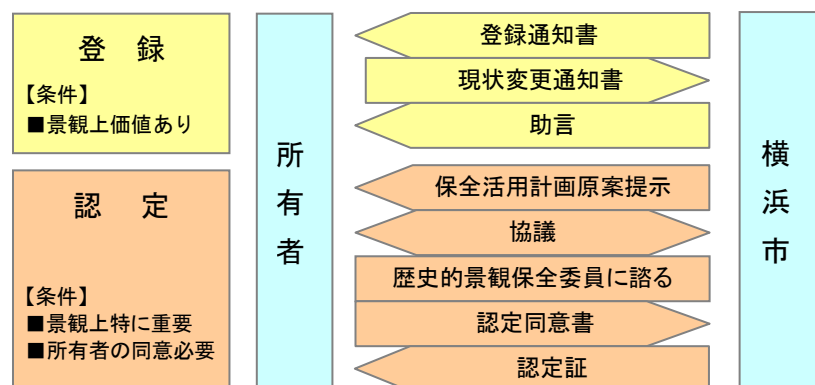
歴史的建造物は歴史を物語る貴重な資源であり、次世代に継承すべき横浜の資産である。関内・山手では、みなとまちの歴史・文化の薫る近代建築や西洋館などが魅力的な街並みを形成している。また、郊外では地域に息づき、親しまれている古民家や社寺建築などが豊かな風景をもたらしており、これらの歴史的建造物は横浜らしさを生み出す貴重な地域資源となっている。歴史を生かしたまちづくりはそれらの歴史的建造物を所有者・市民・専門家と共に保全・活用していくことを目的としている。

2) 歴史を生かしたまちづくり要綱の概要

歴史的景観を保全することを目的に、建造物の外観保全を推進し、内部については所有者の使用方法に合わせた活用を働きかけ、助成などの支援を行う。

ア 登録・認定の指定制度と手続きの流れについて

景観上価値がある歴史的建造物を登録し、その中で特に重要な建造物については所有者と協議のうえ、「保全活用計画」を定め、認定を行う。



イ 主な助成の種類

助成対象事業	種類	登録歴史的建造物	保全契約締結した登録歴史的建造物		認定歴史的建造物
			助成率	限度額	
1 調査／設計	助成率 限度額	該当なし	1／2	100万円	3／4 200万円
2 外観保全	助成率 限度額	該当なし	1／2	木造 500万円 非木造 3,000万円	3／4 木造 1,000万円 非木造 6,000万円
3 耐震改修	助成率 限度額	該当なし	1／2	木造 200万円 非木造 1,000万円	3／4 木造 300万円 非木造 2,000万円
4 維持管理		該当なし		該当なし	30万円／年

(2) これまでの取組実績

1) 登録・認定について

景観上価値がある歴史的建造物を登録し、その中で特に重要な建造物については所有者と協議のうえ、「保全活用計画」を定め認定を行っている。

【登録件数】

	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木産業遺構	合計
件数	22件	27件	52件	35件	2件	54件	192件

【認定件数】

	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木産業遺構	合計
件数	0件	12件	29件	20件	0件	23件	84件

(平成24年10月現在)

2) 助成実績

助成を開始した昭和63年度から平成23年度までの助成実績は下記の通りである。

	古民家	近代建築	西洋館	土木産業遺構	合計
外観保全	6件	12件	13件		31件
耐震改修	2件	4件	5件	1件	12件
外構保全	2件	4件	7件		13件

※認定解除したものを除く

3) まちづくりと連携した歴史的建造物の保全活用

認定制度と、市街地環境設計制度における容積率緩和と連携をはじめとして、再開発事業や地区計画や景観計画、まちづくり協議、山手地区景観風致保全要綱など様々な形で歴史的建造物の保全活用や歴史的景観への配慮を位置付け、個々のまちづくりに取り組んでいる。

一方で、馬車道地区など地域で歴史的景観の保全活用に取り組んでいる例もあり、歴史的建造物の保全活用について、所有者へ要望を行うとともに、所有者との協議や検討の場への参画など、積極的な取組も行われてきている。こうした地域の取組は、歴史的建造物の保全活用において重要な役割を果たしている。

【再開発事業等での保全活用】

	件数	該当建造物
再開発事業による保全	1件	旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店） 北仲通南地区再開発地区計画
特定街区における保全	1件	旧横浜船渠第2号ドック

【地区計画での保全活用】

建造物保全等に関する地区計画の記載事項	件数	建造物名称・地区等
特定の建造物について保全活用の記載あり	1件	旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子三丁目地区）
歴史的景観の継承等の記載あり	7地区	山手町地区、日本大通り用途誘導地区等

【市街地環境設計制度の適用】

横浜市市街地環境設計制度では、敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境形成を誘導している。そのなかで、認定歴史的建造物等について保存・修復を行う場合、地域貢献度等の一定基準を満たせば、容積率が緩和される規定が設けられている。過去にその緩和を受けた認定歴史的建造物は下記2件である。

建造物名称	保全改修年	容積加算率
日本興亜馬車道ビル (旧日本火災横浜ビル)	昭和 62 (1987) 年	10.9%
横浜第 2 地方合同庁舎	平成 2 (1994) 年	8.69%

4) 市による取得等により保全活用している認定歴史的建造物

まちづくりのなかで歴史的建造物の保全活用を図っていくため、公共施設等にあわせ、新たに歴史的建造物を取得、活用してきているおり、取得等により、保全活用している認定歴史的建造物は下記のとおりである。

また、このほか文化財関係では、外交官の家（国指定重要文化財）の移築復元や山手 111 番館（市指定文化財）などの取得がある。

【取得等により市が保全活用している認定歴史的建造物】

	件数	種別ごとの内訳
現地保全活用	12 件	【近代建築】 5 件：長浜ホール／旧横浜市外電話局／赤レンガ倉庫／旧富士銀行横浜支店／旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店） 【西洋館】 2 件：山手 2 3 4 番館／ベーリックホール 【古民家】 4 件：旧澤野家長屋門／旧大岡家長屋門／旧清水製糸場本館／旧奥津家長屋門・土蔵
移築復元	5 件	【西洋館】 2 件：エリスマン邸／ブラフ 1 8 番館 【古民家】 3 件：旧安西家住宅主屋／旧金子家住宅主屋／せせらぎ公園古民家
合計	17 件	

【参考】歴史的建造物の現存状況

昭和 63 年の歴史を生かしたまちづくり要綱の施行にあわせ、要綱の対象となりうる歴史的建造物をリスト化し、随時更新しながら、登録・認定などを進めている。

このリストをもとに、平成 23 年度の調査で目視等によって歴史的建造物の現存状況を確認しており、以下の表の現存件数における登録、認定歴史的建造物と平成 23 年度の調査によって現地や解体による部材保存での存在が確認されたものを集計したものである。

■ 平成 23 年度調査での状況

(1) 横浜市全域

	神社寺院	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
リスト数(件)	141	144	139	143	17	140	724
現存件数(件)	117	76	81	49	12	122	457
現存率	83.0%	52.8%	58.3%	34.3%	70.6%	87.1%	63.1%

(2) 関内地区、山手地区（近代建築・西洋館）

	関内	山手			合計
	近代建築	近代建築	西洋館	小計	
リスト数(件)	79	10	74	84	163
現存件数(件)	46	7	33	40	86
現存率	58.2%	70.0%	44.6%	47.6%	52.8%

■ 東京都区部との比較

他都市との比較の一例として、東京都区部の歴史的建造物の状況についての調査との比較を示したものである。

東京都区部に関する調査では、日本近代建築総覧（日本建築学会編、1980 年、1983 年「新版」における補遺を含む）をもとにしているため、横浜市分についても上記リストとは別に日本近代建築総覧記載の建造物について集計を行ったものである。

なお、日本近代建築総覧に記載されている歴史的建造物は中区の近代建築や西洋館などが中心で、市域全体を対象にした上記調査とは調査時期や記載物件などが異なるため、単純に比較することはできないが、一定の傾向は把握できるものと考えられる。

		昭和 55 年 (1980 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)
横浜市全域	関内	100%			32.0%
	山手	100%			62.2%
	市全体	100%			32.6%
東京都区部※		100%	37.8%	26.6%	

※三船康道他「東京都区部における近代建築の残存・消失状況 2010 (1)」日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）2010 年 9 月

(3) 広報普及

「歴史を生かしたまちづくり」では、歴史的建造物や歴史的景観の保全活用の重要性に対する理解を深め、所有者や周辺住民をはじめ多くの市民の理解と協力を得るために、当初から広報普及を重視しており、専門家等の集団によって構成している横浜歴史資産調査会との協働で、セミナーや広報紙の発行などを行っている。

1) 歴史を生かしたまちづくりセミナー

市民向けのセミナーとして、専門家等の講演や見学会を中心に実施している。

これまで33回開催し、延べ約3,800人が参加している。

2) 横濱新聞

認定した建造物や保全活用事例、また、市内の歴史的建造物などを紹介する内容の広報紙。

毎年1回の発行でこれまで26号まで発行。公共施設等で配布している。

3) 都市の記憶シリーズ

市内の歴史的建造物を紹介する書籍として発行。シリーズとして、「近代建築Ⅰ、Ⅱ」、「横浜の土木遺産」、(初版、改訂版)「外交官の家」、「横浜の主要歴史的建造物」(初版～改訂第5版)があり、特に「横浜の主要歴史的建造物」は累積で約12,000部を頒布している。

4) その他

近年では、普段公開していない歴史的建造物を特別に公開する「オープンヘリテイジ」も開催しており、日本大通り地区、山手地区、馬車道地区で開催している。

(4) 専門家等との協働

1) 歴史的景観保全委員

専門家及び市民の意見を取り入れていくために置いており、要綱の実施に際して重要な事項について意見を聴くこととしている。現在の委員は11名。

一般的な審議会と違い、各委員の専門分野毎に市長が意見を聴取する独任制をとっているのが特徴である。

2) 横浜歴史資産調査会

建築史や広報普及の専門家等によって構成される団体で、「歴史を生かしたまちづくり」の当初から調査研究や広報普及を協働で実施してきている。

(5) 歴史的建造物を生かした魅力づくり

1) ライトアップ

「歴史を生かしたまちづくり」の取り組みに先立ち、市民に歴史的建造物の魅力を伝えていくなどの趣旨から、官民による「ヨコハマ夜景演出事業推進協議会」を中心に推進してきている。

協議会では、民間の歴史的建造物へ投光器の設置費用助成などを行うほか、ライトアップ施設のPRなども行っている。

また、歴史的建造物の改修にあたっては、可能な範囲でライトアップを行うよう所有者に要請しており、関内地区等の景観計画では、歴史的建造物以外のライトアップを禁止している。

2) オープンカフェ等

歴史的建造物の集積している日本大通り地区では、社会実験によってオープンカフェを実施し、現在は地域の団体によるオープンカフェの取り組みが定着しており、歴史的景観を市民が生活のなかで享受する環境となっている。

また、公園内の西洋館や古民家などでは市民の活動によって、コンサートや展覧会、地域の生活に根ざしたイベントなどが開催され、歴史的建造物の魅力を高めている。

(6) 保全活用手法

横浜市では、認定制度によって様々な手法で保全活用を図っているが、外観保全の手法や活用主体による主な事例として以下のようなものがあげられる。

1) 外観保存型

外観を概ね保存しながら、保全活用している建造物。教会など内部も多くが保全されている例も多い。

【横浜指路教会】
内部も含め全体を保全



【横浜情報文化センター（一部）】
一部を保全しながら高層棟を整備。歴史的建造物躯体は再アルカリ工事実施



【ベーリックホール】（元町公園）
公園として取得し、内部も含め全体を保全



【旧大岡家長屋門】（長屋門公園）
公園として取得し、外観を保全しながら、内部は活用のために一部改修



2) 外観復元型

解体後に外観を復元し、歴史的景観を継承している建造物。復元にあたっては、石材は再利用している例が多いが、モルタル系やタイルによる仕上げでは、新しい材料によるものが多い。

【日本興亜馬車道ビル】

認定第1号。解体後、部材を再利用して外壁を復元。



【横浜第2合同庁舎】（旧生糸検査所）

庁舎建替のため、解体後新しい材料で復元。



【横浜地方・簡易裁判所】

庁舎建替のため、解体後、一部部材を再利用して復元。



【ストロングビル】

解体後、ホテルの低層部にほぼ新しい材料で復元。



3) 移築復元型

木造の西洋館、古民家の場合に用いられるが、近代建築でも一部曳屋の例がある。

【旧横浜銀行本店別館

(旧第一銀行横浜支店)】

一部曳屋により再開発ビルの一部として復元。



【エリスマン邸】

マンション計画により解体。元町公園内に移築復元



【旧安西家住宅主屋】

公園として整備する旧大岡家長屋門の敷地内に移築復元。



4) 民間による活用

民間の所有者が改修等を行いながら保全活用をしているものとしては、近代建築ではオフィス、西洋館、古民家では住宅が多いが、一部では資料館やレストランとして再生、活用されている例もある。

【馬車道大津ビル】

当初からオフィスとして改修を重ねながら活用。



【旧東伏見邦英伯爵別邸】

ホテルとして活用されてきたが、マンションの共用施設（レストラン）に転用予定。



【山手資料館】

住宅の一部を移築し、民間の資料館として活用。



【山手 89-8 番館】

西洋館を改修して賃貸住宅（貸家）として再生



5) 公共施設としての活用

横浜市では、公共施設として多くの歴史的建造物を保全活用しており、歴史的建造物の重要性や公共施設としての必要性等に応じて都市公園事業など様々な事業で取得し保全活用している。

【赤レンガ倉庫】

港湾事業で取得し、文化・商業施設として再生・活用。



【旧富士銀行横浜支店】

都心部の活性化のために取得。市民協働オフィスやBankARTを経て、東京藝術大学のキャンパスとして活用。



【山手 234 番館】

市民協働のモデル事業で実験活用を行いながら保全活用。現在は公園施設として活用。



【旧清水製糸場本館】

公園事業で、計画段階から市民とワークショップを行いながら整備。市民団体による管理運営が行われている。



【汽車道（港1号、2号、3号橋梁）】

臨港鉄道の廃線敷を橋梁、護岸を保全しながらプロムナードとして再整備。



【震災復興橋梁】

耐震工事等を行いながら、現役の道路施設として保全活用。



打越橋



桜道橋

(7) まとめ

昭和 63 年の歴史を生かしたまちづくり要綱の制定以降、以上のように様々な取組を進めてきたが、その特徴などを整理すると以下のようなことがいえる。

1) 柔軟な手法による保全活用と高い水準の所有者支援

まちづくりのなかで歴史的建造物を使い続けながら保全していくことを前提に、外観の保全を主とした認定制度を先駆的に導入（昭和 63 年）することで、当時、文化財指定の対象になりにくかった昭和初期の建物など、横浜にとって貴重な歴史的建造物の保全活用に一定の役割を果たしたといえる。

保全活用にあたっては、市街地環境設計制度や再開発などと連携するとともに、復元を含めた柔軟な手法を取り入れたことで所有者の理解が得られやすくなり、多くの歴史的建造物の保全活用につながった。

さらには、歴史を生かしたまちづくり要綱には、認定建造物の場合、最高 6000 万円（外観保全・非木造の場合）の工事助成が可能となる助成制度があり、所有者にとって大きなメリットとなっていることも、認定制度による保全活用が進んだ大きな要因であり、文化財制度とも連携しながら取組を進めることで、他都市に比べても歴史的建造物の保全活用が進んだといえる。

2) 専門家との協働と市民理解の向上

歴史を生かしたまちづくりでは、建築史などのそれぞれの分野で第一人者ともいえる学識経験者などを歴史的景観保全委員とし、専門分野に応じて意見を聴取することで、認定をはじめとする施策の推進に専門家の知見を反映させてきた。

一方、調査研究や広報普及の分野でも、専門家等によって構成される横浜歴史資産調査会と協働することで、研究成果や最新事例などを施策推進に活かすほか、セミナーなどの開催を通じて専門的知識や国内外の事例などをわかりやすく市民に紹介すること、さらにはヨコハマ夜景演出事業推進協議会による歴史的建造物のライトアップの実施などによって、市民理解の向上に結び付けている。

3) まちづくりや公共施設整備との連携による保全活用

市街地環境設計制度など様々なまちづくり制度と連携することで、馬車道や日本大通り、山手などでは、個々の歴史的建造物だけでなく、街並みとしての歴史的景観の保全に取り組み、例えば、歴史的建造物が多く集積している日本大通りでは、歴史的な街並みを活かしたオープンカフェを地域とともに進めることで、通りの賑わいを創出し地域の活性化に貢献しているほか、映画、ドラマ、CM などの撮影に度々使用され、歴史的景観の保全が横浜のイメージの向上につながった実例となっている。

さらに、関内地区を中心とした都心部のエリアでは、取得した歴史的建造物を都市の活性化を目指した創造都市の拠点として活用してきおり、これまでに、旧横浜銀行本店別館（YCC）や旧富士銀行横浜支店（東京藝術大学）の活用などを通じて、創造都市などの推進に一定の寄与があったといえる。

一方で、市がもともと所有していた歴史的建造物だけでなく、山手西洋館や古民家など、所有者による保全活用が困難となった場合などに、横浜市が公共施設として取得、活用することで、歴史的建造物の保全活用を図ってきたことは、歴史を生かしたまちづくりに対する横浜市の積極的な姿勢を所有者や市民に示すとともに、市民に公開し、さらには市民が管理運営に関わる機会を生み出すことで、市民が歴史的建造物に対する理解を深めるうえで大きな役割を果たしたといえる。また、土木産業遺構の保全活用にも積極的に取り組むことで、西洋からの近代技術導入の窓口であった横浜の歴史を目に見える形で市民に継承することができたといえる。

2 歴史を生かしたまちづくりを進めるうえでの課題

(1) 持続的な保全活用の推進（法的担保性の向上等）

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」による認定制度は、法的に所有者と市の一種の契約であり、現状変更も届出制をとっているため、文化財制度などと比べ、法的担保性が低く、旧松坂屋本館などのように、所有者から認定解除の申出があれば、所有者との協議によって解除せざるを得ない場合が想定される。
- ・一方で、所有者によっては、相続など不測の事態が発生しても、将来にわたって歴史的建造物を保全活用し続けられるよう市に期待する声もあり、こうしたことから法的担保性を高めることで持続的な保全活用が可能となる制度が必要となっている。
- ・また、歴史を生かしたまちづくりでは、必要な歴史的建造物について、都市公園事業などを活用して保全活用を図ってきたが、厳しい財政状況や公共施設整備の減少などを背景に、様々な手法によって柔軟に活用を進めていく必要があることから、所有者と使い手を結びつけることや、トラスト組織などの横浜市以外の団体等による取得可能となる仕組みを検討していくことも必要となっている。
- ・さらには、登録・認定制度を中心とした歴史を生かしたまちづくりの取組によって、多くの歴史的建造物の保全活用を図ってきたが、現状では、重要な歴史的建造物であっても所有者と保全活用について合意形成がされていないものがあり、引き続き保全活用について所有者に働きかけていくことが必要である。こうした歴史的建造物に対しては、法的担保性の高い制度による保全活用を目指しつつ、所有者の意向によっては柔軟な対応が可能な登録・認定制度活用して保全活用を働きかけるなど、段階的、継続的な取組が求められている。

(2) 保全活用の推進と建築基準法への適合

- ・横浜市の「歴史を生かしたまちづくり」では、認定歴史的建造物に対する最高6000万円の外観保全工事費助成や、市街地環境設計制度による容積割増などによって所有者支援を行って、保全活用を進めてきたが、現在、助成制度に対する期待は大きいものの、容積の割増によるインセンティブ効果の低下など、厳しい経済状況や不動産市況などから所有者のニーズが変化している。
- ・一方で、歴史的建造物を保全するだけでなく、まちの賑わいづくりなどの観点から新たな活用を図ることを求められているが、改修等の際、構造や防火など、建築基準法に適合していないため、建築基準法に適合した改修が困難となる場合も多く、保全活用が進まない要因の1つとなっている。
- ・現在、文化財制度については建築基準法の適用除外規定があるが、建物全体を保存する文化財指定は、内部の活用などについて所有者の制約が大きく、一方で認定制度では、歴史的建造物の活用は進めやすくなるが、建築基準法の適用除外は受けることはできない。
- ・こうしたことから、所有者の実状に応じた保全活用が図られるよう、外観保全を基本としながら、建築基準法の適用除外によって内部の活用が進めやすくなるような制度導入が求められている。

(3) 所有者支援

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」の助成制度は、全国でも高い水準にあつて、所有者の期待が高い制度であり、改修の際に助成を期待して認定される事例も多いことから、新たな制度の導入状況や近年の財政状況等を踏まえた見直しを行いながら、今後とも助成制度を維持していくことが必要である。
- ・これまでは外観保全工事のように比較的規模の大きい工事を中心に支援を行ってきたが、技術者、職人の不足などから、日常的な維持管理や技術者、職人の紹介なども含む技術的な相談への対応など、所有者からきめ細かい支援を求められるようになっている。
- ・また、山手地区の西洋館など、個人所有の歴史的建造物では所有者の高齢化が進んでおり、相続後の保全活用も含め、今後の相続への対応が大きな課題となっている。

(4) 市民協働による歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では歴史的建造物の保全活用を進めるとともに、横浜歴史資産調査会との協働によって、調査研究やその成果を活用しながら、講演、見学会など市民向けのセミナーや広報紙「横濱新聞」の発行などによって、市民に対する広報普及に取り組んできた。
- ・また、歴史的建造物を取り込んだプロムナードやサインの整備を行うとともに、山手地区の西洋館や郊外部の古民家など、横浜市が取得した歴史的建造物を積極的に市民利用施設として市民が活用に参画しながら公開することで、市民が「歴史を生かしたまちづくり」に対する共感や理解を深める機会とし、こうした取組によって一部では歴史を生かしたまちづくりに関わる活動を行う団体も設立されている。
- ・所有者の努力だけでなく、市民にとともに「歴史を生かしたまちづくり」を進めることは、市民の誇りとして歴史的建造物を将来にわたって保全活用していくうえで必要不可欠であり、活動の活性化や市民団体間の連携、人材育成などの施策が必要となっている。
- ・また、市民とともに取組を進めていくためには、トラスト組織のような中心となる組織の存在が重要となることから、横浜歴史資産調査会などのように一定の蓄積のある既存組織を活用し、財源等も含めた市民協働推進の基盤の確立を図っていくことも求められている。

(5) ストックとしての歴史的建造物の活用等によるまちづくりへの展開

- ・「歴史を生かしたまちづくり」では、都心部を中心に景観計画や市街地環境設計制度、山手景観風致保全要綱との連携、さらには関内、山手地区などで地域のまちづくり活動と連携をとることによって、歴史的景観の保全を進めるとともに、都市公園（山手西洋館や古民家など）や道路（震災復興橋梁など）、港湾（自動車道など）をはじめとする公共施設の整備と連携して、歴史的建造物の保全活用や歴史的景観の保全・復元なども進めてきた。
- ・さらには、ライトアップやオープンヘリテイジ、西洋館でのコンサートや展覧会、さらには、旧富士銀行横浜支店（現東京藝術大学馬車道キャンパス）の活用など、創造都市の取組との連携など、歴史的建造物の魅力を生かした様々な取組を行ってきた。
- ・今後は、これまでの取組の蓄積を活かしながら、横浜の重要な文化的、観光的資源でもある歴

史的建造物の更なる魅力アップを図るとともに、その活用によって都市の活性化に寄与していく取り組みが求められている。

- また、今後ともまちづくりのなかで、歴史的景観の保全を進めていくためには、まちづくりの制度や公共施設整備での歴史的建造物の保全活用、地域住民によるまちづくりのなかでの取組の後押しなど、まちづくりの様々な場面で歴史を生かしたまちづくりの考え方や施策が展開できるような環境を整えていくことが必要である。

3 歴史を生かしたまちづくりの今後の施策について ～歴史を生かしたまちづくり推進戦略～

【基本方針】

歴史的景観や歴史的建造物の持続的な保全活用を、市民や所有者等とともに進め、横浜の誇り、魅力を守り、活かしていく。

- (1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充を進める。
- (2) 市民とともに守り活かす取組を進める。
- (3) 歴史的建造物を魅力資源として活用などによるまちづくり、賑わいづくりを進める。

【基本施策】

(1) 所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進

歴史的建造物の保全活用は、所有者自ら使い続けることを支援していくことが基本となるが、活用の推進や相続への対応など所有者のニーズが多様化していることから、登録・認定制度に加え、新たな制度の導入などによって制度の充実を図ることで、所有者の実状に応じた保全活用を図っていく。

1) (仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度の創設

- ・外観保全と内部の賑わいづくりなどの活用を両立によって、魅力的な都市景観の創造や都市の活性化に寄与していくため、現状変更を許可制としたうえで、建築基準法の適用除外が可能となる(仮称) 特定景観形成歴史的建造物制度を創設し、景観条例へ位置付けることとする。

2) 景観制度との連携

ア 景観重要建造物制度の活用

- ・景観法に基づく、景観重要建造物制度は、歴史的建造物を含めた良好な景観の形成に重要な建造物を指定する制度であり、許可制によって法的担保性が向上する一方で、相続税の適正評価が見込める制度であり、既に景観計画等に指定の方針が定められている。
- ・このことから、歴史的建造物の保全活用における景観重要建造物制度の活用を進めることとし、具体的な運用方法を定めていくこととする。
- ・また、景観法において条例で定めることとされている景観重要建造物の管理の基準のあり方や管理協定による景観整備機構の管理などについて検討する。

イ 「歴史を生かしたまちづくり要綱」と景観制度の連携

- ・持続的な歴史的建造物の保全活用にあたっては、法律や条例に基づく安定的な制度が必要だが、一方で取組を具体的に進めるためには、所有者の実情に応じた迅速性、柔軟性をもつ登録・認定制度も不可欠である。
- ・新たな制度の導入を踏まえて、景観制度と連携した「歴史を生かしたまちづくり要綱」の運用について見直しを行うとともに、景観計画や現在検討中の公共事業ガイドラインでの取り扱いを明確化する。

3) 所有者支援制度の再構築

- ・新たな制度の導入にあわせて、近年の財政状況等を踏まえながら、助成制度の体系的な見直しを行う。
- ・助成制度の見直しとあわせ、日常的な維持管理や技術的相談などへのきめ細かい支援の導入を進める。
- ・また、こうした支援を所有者のニーズに応じて効果的に活用できるよう、一定の専門的知識を有するコーディネーターの派遣制度を創設する。
- ・また、あわせて、ボランティアの活用や景観重要建造物制度の指定に伴う相続税の評価減の活用等の税制面での措置についても検討を行う。

(2) 市民とともに守り、活かす取組の推進

歴史を生かしたまちづくりを市民とともに進めることは、歴史的建造物を市民の誇りとして将来に継承していくために重要であり、歴史的建造物の保全活用など、取組の様々な場面で市民の参画が可能となる施策を推進し、市民とともに守り、活かす取組を推進していく。

1) 市民による取組の推進

ア 人材育成

- ・歴史的建造物を市民とともに保全活用していくため、保全活用に必要な知識やスキルの習得等を目的とした専門家による講座や実地研修などにより人材育成を進める。

イ ボランティア制度のモデル的な導入

- ・現在も一部でボランティア的なスタッフが調査に参画する例もある実測調査や文献調査などでの調査ボランティアの導入を検討するとともに、所有者が高齢で日常的な維持管理が難しい様な場合に、外構の手入れや清掃、簡単な修理などをコーディネーターのもとでサポートする維持管理ボランティアの導入を検討する。
- ・防犯面や所有者との信頼関係の構築が必要など、様々な課題が想定されることから、所有者の協力が得られる範囲でのモデル的に実施し、課題や効果の検証を行ったうえで、本格的な導入を目指す。

ウ 活動支援

- ・市民による活動では、資金的な面で活動の限界が生じるなど、活動が進みにくい状況がある。
- ・活動の活性化や、活動の成果の幅広い共有など、歴史を生かしたまちづくりに効果的に生かしていくために、活動を支援する仕組みについて検討していく。

2) 市民協働の基盤の確立へ向けた取り組み

ア 活動団体同士の連携基盤

- ・活動団体が個別に活動し、活動の成果の共有や活動の連携が不十分な状況であることから、活動団体の連携による相乗効果を図るため、交流や情報交換、共同活動などを目的にした緩やかな連携組織の創設を検討することとし、連携組織の基盤として、現在、協定によって協働を行っている横浜歴史資産調査会を想定した実施方法を検討していく。

イ ファンド等による財源の確保

- ・市民協働の推進にあたっては、市をはじめとする公的な支援だけでなく、市民等からの寄附等によって必要財源の一部を確保していくことも必要である。
- ・このため、市等からの拠出をもとに市民からの寄附が可能となるファンドなどの方法による財源確保の方法について検討していくこととする。

3) トラスト的手法による保全活用の検討

- ・相続時の寄附申出などの際、市による受入が困難な場合や収益事業など柔軟な活用が見込まれる場合に、所有者の意向を踏まえつつ、公益団体等への寄附による保全活用や、借り上げなどの方法によって保全活用が可能となるトラスト等の仕組みについて検討する。
- ・検討にあたっては、寄附等に至る前に所有者と使い手を結びつけるための仕組みや景観法による景観整備機構制度の活用、市の支援策等についても検討していくこととする。

(3) 歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進

これまでの歴史を生かしたまちづくりの取組によって多くの歴史的建造物が残され、横浜の大きな魅力となっている。今後は、地域のまちづくりなどを通じて歴史を生かしたまちづくりを市民に身近なものにしながら、歴史的建造物を魅力資源としてまちづくりのなかで活かしていくことで、文化や観光などと連携した賑わいづくりなどを通じた都市の活性化へと結び付ける取組などを進めていく。

1) 市民に身近な歴史を生かしたまちづくりの推進

- ・歴史的建造物の保全活用の重要性をさらに幅広く市民に普及し、市民に身近なところでも歴史を生かしたまちづくりが進められるよう、区役所や学校との連携などによって広報普及の取組を強化していく。
- ・また、地域のまちづくりとの連携等を進めるため、歴史を生かしたまちづくりの考え方やまちづくりでの生かした方などを具体的に示したガイドブックを作成し、まちづくりを進める際に歴史を生かしたまちづくりに取り組みやすい環境を整えていく。

2) ストックの活用によるまちづくり、賑わいづくりへの展開

- ・これまでの取組の蓄積を都市の活性化へと結び付けていくため、歴史的建造物のツアーなどの集客・観光の促進や、創造都市等の取組と連携した歴史的建造物へのテナント誘致などによる都心部の賑わいづくりなど、関係部署や所有者等が連携した活用方策の検討やPR などを進めていく。
- ・また、ライトアップや文化、観光等の歴史的建造物の魅力を高める取組、歴史的景観を生かしたオープンカフェなど、歴史を生かしたまちづくりの取組と連携した都市空間の演出や活性化の取組を更に広げていくため、歴史的景観や歴史的建造物を活かした都市の魅力向上方策について検討する。

4 「(仮称) 特定景観形成歴史的建造物」の景観制度への導入について

(1) 趣旨

歴史的建造物の保全活用によって、歴史的景観の保全と賑わい創出による魅力ある都市景観の創造を図るとともに、法的担保性の向上と建築基準法の柔軟な適用が可能となる新たな制度を、景観条例の改正によって創設する。

(2) 対象建造物

登録・認定歴史的建造物等のうち、外観の保存と内部の一部保存を行いながら、内部の活用を推進する必要がある建造物

(3) 建築基準法の適用除外

(仮称) 特定景観形成歴史的建造物に指定された建造物は、建築審査会の同意を得て、建築基準法第3条第1項第3号による適用除外を受けることができる。

(4) 制度の概要

ア (仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定等

- ・魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物であって、保全と活用を一体的に行う必要がある建造物を指定し、告示する。
- ・指定にあたっては、都市美対策審議会及び歴史的景観保全委員の意見を聴くとともに、所有者の同意を得ることとする。
- ・滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったときは、指定を解除する。

イ 保存活用計画の策定

- ・(仮称) 特定景観形成歴史的建造物の指定を行う場合、保存活用計画を策定しなければならない。
- ・保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ①当該建造物の名称及び概要
 - ②当該建造物の所有者の氏名及び住所
 - ③当該建造物の保存及び活用に係る目標及び方針
 - ④その他、当該建築物等の良好な保存活用を図るために必要な事項

ウ 建造物の管理と現状変更等に係る許可

- ・所有者等は、当該建造物を保存活用計画に基づいて良好に管理しなければならない。
- ・所有者等は、当該建造物の現状変更等を行う場合、事前に市長の許可を受けなければならない。
- ・許可申請があった場合、申請内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。
- ・許可申請があった場合、必要に応じて許可に必要な条件を付することができる。
- ・建造物の所有者等が許可条件に違反したときは、市長が許可の対象となった行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

【参考】建築基準法抜粋

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(5) 横浜市内の文化財における建築基準法の適用除外事例

横浜市内の文化財のうち、建築基準法の適用除外を受けている事例は、17年間で7件（近代建築3件、古民家4件）である。

1) 適用除外のための代替措置の事例

	木造 【茅葺屋根が法 22 条に抵触する場合等】	RC造 【構造・避難が現行法に抵触する場合等】
防耐火	散水設備・火災報知機の設置	延焼線開口部の防火設備の設置
避難	避難経路の確保・広場の設置	避難安全検証法で証明
構造	RCべた基礎等による構造への配慮	耐力壁の打ち増し 学識経験者の判定委員会
管理	警報機器等で集中管理	

(6) 建築基準法適用における課題とモデル検討

【大規模な改修工事（既存不適格）又は用途変更によって建築基準法不適合の恐れのある想定項目一覧】

・凡例：法：建築基準法、令：建築基準法施行令、○：適合、△：一部不適合、×：不適合、－：該当しない

建物種別		近代建築		西洋館		古民家			
想定建物概要	外観イメージ								
	想定立地	都心部・商業業務地		都心周辺部・一般住宅地		郊外部・一般住宅地			
	構造・規模	鉄筋コンクリート造・4階建て		木造・2階建て		木造・平屋（茅葺屋根）			
	建築面積	800㎡		150㎡		140㎡			
	延床面積	3,200㎡		280㎡		140㎡			
	敷地面積	2,000㎡		400㎡		1,500㎡			
	用途地域	商業地域		第1種低層住居専用地域		第1種中高層住宅専用地域			
	建ぺい率／容積率	80％／700％		40％／80％		60％／150％			
	防火地域	防火地域		法22条区域		準防火地域			
建物用途	現状用途 (既存不適格)	事務所	用途変更した場合 商業施設	現状用途 (既存不適格)	住宅（現状）	用途変更した場合 集会所	現状用途 (既存不適格)	住宅（現状）	用途変更した場合 資料館
	用途地域（法48条）	○	○	○	○ →地域住民が使用する集会所に限る	○	○	○	
建築基準法関係	階段・踊場の構造（令23条）	階段幅：110cm ○ →75cm以上必要		階段幅：100cm ○ →75cm以上必要		階段なし ○ →75cm以上必要		○	○
	構造強度（法20条・令36～80条の3）	×	×	×	×	×	×	×	
	耐火建築物（法27条・法61条）	RC造、建具：スチールサッシ ×		-		-		×	×
	防火区画（法36条・令112条）	×		×		-		×	×
	外壁・軒裏の構造（法23～24条、法62条）	-		外壁：モルタル塗り ×		外壁：土壁、軒裏：木造 ×		×	×
	屋根（法22条、法63条）	-		屋根：天然スレート葺き ○		屋根：茅葺き ×		×	×
		-		→所定の防火性能を有する必要がある		○		○	×

建物用途	近代建築		西洋館		古民家				
	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合	現状用途 (既存不適格)	用途変更した 場合			
	事務所	商業施設	住宅	集会所	住宅	資料館			
建築基準法関係	外壁の開口部 (法 63～65 条)	建具：スチールサッシ × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要		×	×	建具：木製 × →延焼のおそれ のある部分には 防火設備が必要	×	×	同左
	2以上の避難階 段(令 121 条)	建物両側に階段有 ○		○	○	○	○	○	○
	避難階段の構 造(令 122 条)	階段室の仕上げは当時のまま 外階段の設置なし ×		×	×	×	×	×	×
	廊下の幅(令 123 条の 2)	廊下の幅：135cm ○ →120cm 以上必 要		○	○	○	○	○	○
	物販店舗の避 難階段等の幅 (令 124 条)	階段幅 110cm×2ヶ所 ×		×	×	×	×	×	×
	手すりの高さ (令 126 条)	屋上手すり高さ：90cm ×		×	×	×	×	×	×
	内装制限 (令 128 の 3 の 2～129 条)	一部当初(木製)の仕上げが残 っている ×		×	×	×	×	×	×

【適用除外の検討を要することが想定される主な項目】

1) 階段

階段幅等は、用途変更等により必要な幅が不足する場合は想定される。階段部分は、容易に改修等に対応することは難しいため、安全性を確保した上で適用除外することが望ましい。

代替措置による対応例：

- ・階段が 2 箇所にある場合には、それぞれの幅の合計を階段幅とみなす。

(・物販店舗における避難階段の幅については、避難安全検証法による適用除外規定もある。)

2) 構造強度

構造強度等は、現行の耐震基準等に適合しない建物がほとんどであると思われるため、耐震診断を実施し、その結果に基づいた耐震補強をすることが基本となる。ただし、外観や内観が大きく損なわれる耐震補強となってしまう場合には、耐力が確保されていることを確認しながら、柔軟な対応ができるように適用除外することが望ましい。

代替措置による対応例：

- ・既存の工法によらない方法による補強によってなされる場合でも、十分な構造耐力が確保されていることを確認して対応する。

3) 外壁

外壁等は、景観上保存すべき部分となった場合に、防火性等の必要とされる仕様を満たさない場合が想定される。外壁の仕様を変えてしまった場合、大きく外観を損ねる可能性が大きいため、保存すべき部分については適用除外されることが望ましい。

代替措置による対応例：

- ・敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえて、緩和等の措置を行う。

4) 屋根

市内全域が法 22 条区域に指定されているため、古民家で茅葺や板葺等とすることができない。そのため、代替措置によって防火性を確保するなどして、適用除外することなどが考えられる。

代替措置による対応例：

- ・放水銃・ドレンチャー等の防火設備の設置などにより、延焼等防止策を行う。

5) 開口部

スチールサッシや木製建具など、当初の建具が残っている場合、延焼のおそれのある部分では仕様を満たさず、取替が必要となる。その場合、大きく外観を損ねる可能性があるため、安全性を確保した上で適用除外することが望ましい。

代替措置による対応例：

- ・敷地条件や周囲の建物の状況を踏まえて、緩和等の措置を行う。

6) 内装

内装制限がかかる部分において、当初の仕上げ等が残っている場合、内装を変更する必要がある。そのため、内部保全をする部分を定めて、その部分だけを適用除外することなどが考えられる。

代替措置による対応例：

- ・その他の室と防火区画し、火災時の延焼等防止策を施す。
(・内装制限の一部は、避難安全検証法による適用除外規定もある。)

5 今後の進め方（案）

『歴史を生かしたまちづくりの推進について（素案）』をもとに引き続き検討を行いながら、以下のスケジュールで具体化を図っていく。

また、新たな制度、施策を踏まえた分野別、地区別などの具体的な推進方法等について検討を進め、アクションプラン等として定めることとする。

- | | |
|----------|---|
| 平成24年度中 | <ul style="list-style-type: none">・『「歴史を生かしたまちづくり」の推進について（案）』のとりまとめ・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物」に関する制度案のとりまとめ |
| 平成25年度以降 | <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント等による市民意見募集・「（仮称）特定景観形成歴史的建造物」に係る条例化等の手続き・各施策の具体案検討・歴史を生かしたまちづくり要綱の改正案、アクションプラン等の検討、等 |

(仮称)横浜都市デザインビジョン (案)

概要

横浜市では1971年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきている。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められている。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要がある。

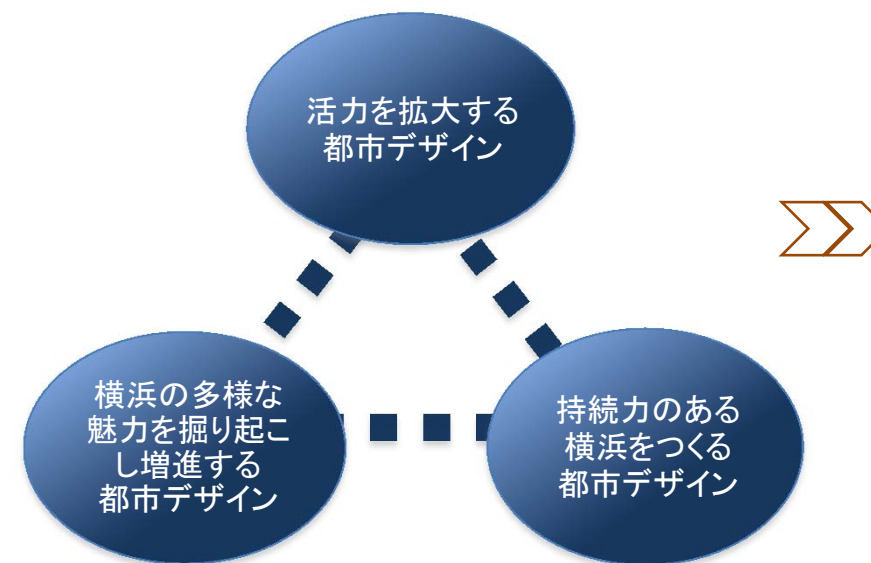
●都市をとりまく状況

- ・人口減少、少子高齢化の進行、世帯規模の縮小
- ・安全・安心への関心の高まり
- ・環境やエネルギーへの関心の高まり
- ・低炭素社会への移行
- ・都市の個性や魅力などの都市間競争の激化

●横浜をとりまく状況

- ・市外へ依存する就業機会、就業者の減少
- ・更新時期を迎える都市機能
- ・魅力的な景観、街並の保全活用
- ・文化的・創造的な魅力の向上

●都市デザイン活動の視点



●都市デザインの目標

横浜の都市デザインは、魅力と個性のある人間的な都市空間の創造を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の7つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。今後、7つの目標とともに、新たな視点で都市デザイン活動に取り組んでいく。

(都市デザインの7つの目標)

- 1 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- 2 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする。
- 3 地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
- 4 オープンスペースや緑を豊かにする。
- 5 海、川などの水辺空間を大切にする。
- 6 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- 7 形態的、視覚的美しさを求める。

●都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

- 都心部の骨格をつくる都市デザイン
- 既成市街地の都市デザイン
- 都心周辺・郊外区のまちづくり
- 公共空間の都市デザイン
- 歴史を生かしたまちづくり
- 都市デザインのしくみづくり
- 都市デザインの交流・発信
- クリエイティブシティ
- 市民参加・市民協働の、まちづくり

●都市デザイン活動の進め方

- 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする
- 地域のあるべき姿や将来像を明確に示して、関係者が議論しながらまちづくりをすすめる
- 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する
- 民間事業者や地域の団体などが行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる

●今後の展開

1. インナーハーバーの新たな展開

- ・横浜の活力を保つエンジン
- ・国際競争力のある都市づくり
- ・活力にあふれ豊かな都心部の醸成

2. 都市美

- ・地域資源を活かした景観形成
- ・横浜らしい美しいまちづくり
- ・景観制度を充実する

3. 歴史・創造

- ・「歴史を生かしたまちづくり」の充実
- ・街並や保全された空間、文化、多様な人材など都市の新しい価値・魅力を生み出す

4. コミュニティのり・デザイン

- ・多様な生活の舞台を用意する
- ・都心の住まい、緑豊かな郊外の住まいや環境をデザインする

5. 環境

- ・環境に配慮した都市活動を誘導
- ・住宅地における緑の回復、緑豊かな公共空間・歩行者空間づくり

6. 交通(モビリティデザイン)

- ・交通結節点である駅などの拠点整備に合わせた環境づくり
- ・遅い・安全な移動手段、ネットワークづくりの研究

7. 研究・交流・発信

- 様々な分野の専門家や大学との連携、市民・企業（企業家）との連携を積極的に進める。
- ・企画・プロデュースの都市デザインの推進や、主要施設のデザイン調整を強化する
- ・都市デザインに関する研究とPRを行うとともに、国内外に発信していく
- ・次世代の都市デザイン活動の担い手育成を進める

都市デザインビジョン（案）

〔Ⅰ〕 都市デザイン活動について

1. 目標
2. 都市を取り巻く状況
 - 2.1 都市を取り巻く状況
 - 2.2 横浜市を取り巻く状況
3. 横浜の都市デザイン活動の実績
 - 3.1 都心部の骨格をつくる都市デザイン
 - 3.2 既成市街地の都市デザイン
 - 3.3 都心周辺・郊外区のまちづくり
 - 3.4 公共空間の都市デザイン
 - 3.5 歴史を生かしたまちづくり
 - 3.6 都市デザインのしくみづくり
 - 3.7 都市デザインの交流・発信
 - 3.8 クリエイティブシティ
 - 3.9 市民参加・市民協働の、まちづくり
4. 都市デザイン活動の進め方

〔Ⅱ〕 今後の都市デザインにおける視点

1. 活力を拡大する都市デザイン
2. 横浜の多様な魅力を掘り起し増進する都市デザイン
3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

〔Ⅲ〕 都市デザイン活動の今後の展開

1. インナーハーバーの新たな展開
2. 都市美
3. 歴史・創造
4. コミュニティのリ・デザイン
5. 環境
6. 交通（モビリティデザイン）
7. 研究・交流・発信

〔Ⅳ〕 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

はじめに

横浜市では 1971 年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきています。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変化し、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多元的な価値を求められています。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要があります。

* 昭和 50 年（1975 年）、横浜市都市美対策審議会は、「都市美対策に関する提言」として都市美実現のための 13 項目を提言

* 平成元年（1989 年）、横浜市都市美対策審議会は、「新しい時代に向けた「横浜」都市デザインに関する提言」として新しい時代に向けて都市デザイン活動を充実展開するため、3つの視点から 11 項目を提言

[I] 都市デザイン活動について

1 目的

横浜の都市デザインは、魅力と個性のある人間的な都市空間の創造を目標に、まちづくりにおける公共事業や民間事業、市民による活動の様々な動きをとらえ、次の 7 つの目標をもって各事業や活動を総合化し、調整することをその活動の中心としてきた。

今後も、7 つの目標とともに新たな視点で都市デザイン活動に取り組んでいく。

（都市デザインの 7 つの目標）

- ①歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ②地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする。
- ③地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
- ④オープンスペースや緑を豊かにする。
- ⑤海、川などの水辺空間を大切にする。
- ⑥人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦形態的、視覚的美しさを求める。

2 都市を取り巻く状況

2.1 都市を取り巻く状況

地方から都市に向けて若い世代が急速かつ大量に移動した昭和 40 年代の「都市化」の時代から概ね 40 年が経過しつつある。

この間、情報化や国際化の進展、産業構造の変化、生活・価値観の多様化が進んだ。

地方から若い世代の流入が減少する一方、地方から都市に流入した世代が高齢期に入り、都市の人口減少、少子高齢化などの変化が進もうとしている。

高齢化や世帯規模の縮小が進むなかで、暮らしの安全や安心への関心や暮らしやすさなどへの関心が高まっている。

また、情報ネットワークや輸送・交通網の発達に支えられ、産業や人材などは地域や都市を比較し選択して立地・移動するようになってきており、都市間の競争が国際的に行われるようになってきている。

産業、文化、生活など様々な面で都市が魅力や機能を競い合う時代になってきている。

都市は食料や電力などを地方や郊外地域に依存して成長発展してきた。東日本大震災は、防災や災害から復旧する力とともに、環境、エネルギーが都市の存続に関わる重要な課題であることを示した。市民や企業の環境、エネルギーに対する関心が高まっている。

2.2 横浜市を取り巻く状況

横浜はこれまで、首都圏の中核的な業務都市、国際港湾都市、個性的な創造文化都市、京浜工業地帯の中核をになう工業都市、良好な環境を誇る住宅都市として発展してきた。

・働く場所、就業者

横浜で働く就業者の数は約 142 万人（平成 22 年国勢調査結果）である。一方、横浜に住む就業者は約 170 万人である。横浜で働く就業者、横浜に住む就業者はともに減少傾向にある。

市外から横浜に通勤してくるのは約 35 万人で平成 17～22 年に約 9 千人増えたが、横浜に住む就業者の約 37%（約 63 万人）が市外に通勤しており、依然として就業機会の多くを市外に依存している状態（平成 22 年の昼夜間の就業人口比は 0.84）が続いている。

20 歳代の従業者が既に減少しており、今後、従業者の高齢化や従業者の総数の減少も予想されている。

・都市機能の更新

都心臨海部、内港地区（インナーハーバー）では産業構造の転換、港湾機能の高度化・沖合展開など大きな転換期を迎えている。

卸売・小売業や製造業、建設業など横浜の成長を支えた産業で働く人が減少する一方、医療・福祉やサービス業で働く人が増加するなど、働く人の産業別構成の変化がすすんでいる。

また、都市基盤施設や公共空間などは、老朽化や施設更新の時期を迎えてきている。

・人口の減少、高齢化、世帯規模の縮小

横浜には約 370 万人が暮している（平成 22 年国勢調査結果）。増加を続けてきた人口は平成 32 年前後をピークに減少していくことが予想されている。

人口の急増期に市民となった人が高齢期を迎えている。65 歳以上の人口の比率は 20.1%である（平成 22 年国勢調査結果）。今後、年少人口や生産年齢の減少と高齢人口の増加が更に進むものと予想される。

成長が始まった昭和 35 以降、1 世帯当りの人口は縮小をつづけており 2.31 人／世帯（平成 22 年現在。昭和 30 年当時は 4.5 人／世帯）となっている。

・魅力的な景観、街並

海や港の景観は市民から「好ましいもの」として高く評価されている。また「住んでみたい都市」、「訪れてみたいと都市」として各種の調査で常に上位にランクされている。

横浜には、開港以来の歴史的な建造物や、工業都市、港湾都市としての遺構などが数多く残され、個性的な景観やまちなみがつくり出されてきた。

一方、郊外地には市街地と緑地や農地を保全する区域が隣接し、緑豊かな景観や環境が残されている。

・文化的・創造的な魅力

横浜には、開港以来の独自の文化や地域に残された魅力的な空間、多様な人材や産業がある。

歴史的建造物や港の風景などの資源を生かしながら、文化芸術の代表される創造的な活動の積極的な誘導により、国際的な観光交流拠点の形成や創造的な産業の集積を進めている。

・生活や産業活動が安定して継続できる条件

東日本大震災を機に、都市の災害からの回復力、低炭素社会の実現、エネルギーの安定供給、交通・輸送機間の堅牢性などが、生活や産業活動を安定して継続する条件として改めて評価されている。

生活や産業活動の中で「環境」を大切にする意識が高まっている。

3 横浜の都市デザイン活動の実績

横浜の都市デザインは、地域や事業者などと協力し、行政の総合力を発揮しながら、多様な実績を積み上げ、日本の都市デザイン活動をリードしてきた。

3.1 都心部の骨格をつくる都市デザイン

自立的な都市構造の確立を目的とした事業が都心部強化事業である。この事業は横浜駅周辺地区と関内地区の2つの都心地区を一体化するもので、都市基盤の強化、新たな都心の創造、海と緑を活用した軸線構築の3つがあった。

これらの事業は、魅力的な歩行者空間形成、歴史的資産の活用、まち全体としての形態的な美しさなど都市デザインの視点も導入して進められ、構想から40年経過した現在、その形が具体的に現れるようになった。

- ・ 新しい都心「みなとみらい21地区」へのデザイン参加
- ・ みなとみらい21地区中央地区における歩行者ネットワークの形成。陸から海に向って建物の高さを低くする美しいスカイラインの形成
- ・ みなとみらい21地区新港地区における低層建築物（赤レンガ倉庫）による街並みの形成、水際線を通る歩行者空間の整備
- ・ 陸から海に向う緑の軸線の形成：大通り公園、くすのき広場、横浜公園、日本大通りなどからなる
- ・ ウォーターフロントの軸線の形成：山下公園、象の鼻パーク、赤レンガパーク、新港パーク、臨港パーク、開港の道等からなる

3.2 既成市街地の都市デザイン

横浜の都市デザインは、まず都心部の再生事業において、実験的取組を行いながら手法を蓄積し、既成市街地である関内地区を対象に「くすの木広場」や港へのルートを示した「都心プロムナード事業」、絵タイル整備など魅力的な歩行者空間形成に取り組み、その活動が評価されると、馬車道、元町などの商店街へと広がった。

これらの地区では、公共空間の整備と地域独自の街づくり協定を組み合わせ、地域が主体的に取り組むまちづくりが展開された。行政・地域双方から問題提起し、協議や実験などを通して具体的成果を見せながら進める取組により、市民に理解しやすい形で展開されてきた。

- ・ 山下公園を中心としたまちづくりの展開：フランス橋、ポーリン橋、世界の広場などをつなぐ歩行者デッキの整備、マリンタワーのリニューアルなど
- ・ 馬車道地区：まちづくり協定、地域まちづくりルール、地区計画、景観計画などを活用した、歩行者空間の整備、建築物の用途、壁面後退、色彩、公共空間の維持管理など
- ・ 伊勢佐木町のまちづくり：地区計画を活用した建物用途の誘導（2005年）など
- ・ 元町地区：モールの再整備（2004年）、まちづくり協定の拡大、地区計画を活用したまちづくり
- ・ 中華街地区：電線の地中化、歩道の改修整備（2005年）。まちづくり協定によるまちづくり
- ・ 山手地区のまちづくり：「山手まちづくり推進会議」の設置、まちづくり協定、地区計画を活用した住民を主体による環境の管理
- ・ YMC（山下公園通り、元町、中華街）協議会、関内・馬車道エリアマネジメント連絡協議会に

よるまちの管理・運営

3. 3 都心周辺・郊外区のまちづくり

日常生活に密着した快適な環境を創り出す「区の魅力づくり」は 1980 年代から始まった。まず「区」を単位に地域の特徴を見つけ出し、様々な事業を通して魅力ある空間づくりへの取り組みを行ってきた。

駅前や区庁舎周辺など、市民が訪れる場所を対象に、道路、公園、公共施設などの環境整備を行い魅力的な空間形成を指向している。

一方、都市化のかげで都市の裏側になりつつあった川沿いを、自然環境や水辺の景観に触れ合える空間に再生する「水と緑のまちづくり」は、大岡川、柏尾川、帷子川、いたち川などで川沿いのプロムナード整備や河床に人が降りられる親水広場、周辺の山林の保全・活用などの環境整備として行った。また、これらの環境整備は市民団体などと連携しながら進めてきた。

また、郊外区で展開された 6 大事業である港北ニュータウンや金沢シーサイドタウンにおいても都市デザインの取組を行っている。

3. 4 公共空間の都市デザイン

都市空間の中で市民・来街者が利用する道路や駅などの公共空間のデザインは、都市の利便性・快適性に関わる要素の中で大切な要素である。

そこで公共空間の質を高めるため、ストリートファニチャーや公共サインなど公共施設のデザイン開発をすすめるとともに民間事業者にも協力を求め、ライトアップやオープンカフェなどの公共空間を多彩に使いこなすための実験的な取組や仕組みづくりなど、総合的な演出を行なっている。

- ・みなとみらい線の駅舎のデザイン：デザイン委員会（1993 年）によるコンセプト「アーバンギャラリー」に基づく街との連続性、一体感を演出した駅舎の実現
- ・みなとの色彩計画：陸からの視線、船からの視線を考量した港全体の色彩コントロール
- ・ストリートファニチャー・公共サイン：民間事業者と協働による広告付きバス停上屋の整備など
- ・金沢シーサイドライン：開業 20 周年の新車輛導入のためのデザイン懇談会によるデザイン検討
- ・パブリックアート：上大岡地区での巨大オブジェットの設置など、街中にアートを設置し街に個性や文化の香り、魅力をつくる試み
- ・オープンカフェ：公共空間での新しい賑わいを生み出す仕組みづくりなど、日本大通りの再整備の展開
- ・ライトアップヨコハマ：ヨコハマ夜景演出事業推進協議会を設立し、ライトアップの推進

3. 5 歴史を生かしたまちづくり

横浜には、開港以来独自の文化が培われ、個性ある街並みがつくりだされてきた。関内地区の華麗な姿の近代建築、山手の西洋館、郊外部の古民家、あるいは風格ある土木産業遺構など、歴史的景観は「横浜らしさ」をかたちづくる貴重な資源である。

こうした歴史的建造物をまちづくりに活かしていくため、1988 年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定し、所有者や市民、専門家などと協力して歴史的建造物の保全活用を行うとともに、文化財制度とも連携しながら、まちづくりのなかで歴史的景観を保全する取組を進めている。

- ・「歴史を生かしたまちづくり要綱」：外観保存を優先し、内部は所有者による積極的な活用を測っていく仕組み。景観上価値がある歴史的建造物を登録し、所有者の同意が得られたものについて保全活用計画を策定し、保全活用方針や保全部位を定め、外観保全工事などについて支援。
2012年現在、登録192件、認定84件
- ・日本大通りの歴史的景観の保全：横浜情報文化センターや横浜地方・簡易裁判所の整備に際して、低層部に歴史的建造物を残すなどの手法により歴史的な景観を保全
- ・山手西洋館の保全活用：地域のまちづくりと連携した西洋館の保全活用。取得した西洋館を公園内で保全する活動や市民による地域の歴史や文化に根差した多様な活動の展開を支援
- ・郊外部の歴史的景観の保全：古民家などの歴史的建造物を地域の歴史や文化を体験する場として活用する取組み
- ・土木産業遺構の保全活用：「旧横浜船渠第2号ドック」、「汽船道」、「像の鼻防波堤」など土木産業遺構を市民が利用できる空間へと転換しながら積極的に保全活用
- ・普及の取組み：市民向けのセミナーの開催、広報誌「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」の発行を一般社団法人横浜歴史資産調査会と協力して実施

3.6 都市デザインのしくみづくり

様々なテーマや地域で都市デザイン活動を展開していく過程で、「山下公園周辺地区開発指導構想」などの要綱や基準などが策定された。

要綱や基準は、法制度や数値基準だけでは規定できない、きめ細やかなデザインや景観への配慮を、当事者の創意を引き出す創造的協議により実現してゆくことを意図している。このような特徴を生かす形で横浜独自の制度として、市街地環境設計制度が策定され、近年では景観法の施行を契機に景観の条例を策定し協議型のまちづくりを進めている。

- ・横浜方式の街並み誘導：「山下公園周辺地区開発指導構想」（1973年）、「市街地環境設計制度」（1973年～）、「まちづくり協議地区」（1966年～）など、歩行者空間や街並みをより良いものとしていくために、事業者や地権者と調整・協議しながら、街並に形成を誘導して行く仕組み
 - *市街地環境設計制度の活用件数は、2012年4月現在で約500件
 - *まちづくり協議地区は、2012年現在、横浜都心、新横浜都心、鉄道駅周辺の商業・業務地など32地区で指定し活用
- ・地位域独自のルールを活用：地域の住民などが、地域の状況に即して「建築協定」、「地区計画」、「地域まちづくりルール」等、独自のルールを定めて活用。「屋外広告物条例」を地域の特性に応じた制度に大幅に改正（2011年）
 - *地区計画98地区、建築協定182地区、地域まちづくりルール14地区（いずれも2012年7月現在）
- ・横浜独自の都市景観形成の仕組み：景観法の施行を契機に「横浜市景観ビジョン」と「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」を施行（2006年）。計画を定めた地区で質の高い景観を形成するため、条例に基づき協議を付加できる仕組み（「都市景観協議地区」）
 - *現在、関内、みなとみらい21地区(中央地区、新港地区)の3地区で運用

3.7 都市デザインの交流・発信

横浜市は国際的な会議や展覧会といった、国内外各都市との交流を通じて、都市デザインやまち

づくりにおける課題を明らかにし、研究、議論を積み重ねて来た。

こういった活動を出版物として記録、発信していくことで、市民の都市デザインへの理解や協力促進、庁内外での新たな人材育成などに展開している。

また、世界中、日本中から広く知恵を集めるために公共施設のコンペやプロポーザルを効果的に行なうことで、魅力的な都市空間を数多く創り出してきた。その蓄積は日本グッドデザイン賞金賞の受賞など、広く評価されている。

- ・ コンペやプロポーザルによる知恵の結集：「大さん橋国際客船ターミナル」、「象の鼻パーク」など、都市軸上にあり重要な施設については、コンペやプロポーザルにより内外から知恵を結集
- ・ 国内外との交流による先進的取組みの開拓：国際会議「ヨコハマ都市デザインフォーラム」（1992年、1998年開催）などによる国際交流、「バルセロナ&ヨコハマシティクリエーション」、「トリエンナーレ」などデザイン・芸術の国際展の開催、「歴史的景観都市協議会」「開港 5 都市景観まちづくり会議」への参加による自治体レベル、市民レベルの相互交流の促進
- ・ 研究・人材育成：大学まちづくりコンソーシアム横浜による都市づくりの共同研究。自治体アーバンデザイナー養成基礎講座、都市デザイン研究会の開催
- ・ 都市デザインの PR・普及：パンフレットの頒布や表彰制度「横浜・人・まち・デザイン賞」による普及の取組み

3.8 クリエイティブシティ

1980年代後半から「バルセロナ&ヨコハマ シティクリエーション」をはじめとする国際的なシンポジウムや会議を通し、横浜の自立的な発展を議論してきた。

その中で、文化芸術の創造力と魅力ある空間、文化、多様な人材、産業経済を組み合わせ、都市の新しい価値や魅力を生み出すソフトとハードの施策を融合させた新たな都市ビジョンとして「クリエイティブシティ」という概念を掲げることとした。

2006年に発表した「ナショナルアートパーク構想提言書」を皮切りに、その理念の実現を進めてきている。

- ・ 都心臨海部の 5 つの拠点地区と内陸の創造的限界を中心に、歴史的建造物や港の景観などを生かし、文化芸術などの創造的な活動を積極的に誘導して、国際的な観光交流拠点の形成や創造的な産業の集積をはかる。「クリエイティブシティ・ヨコハマの形成に向けた提言」（2004年）を実現するためのプロジェクトとして提案された構想
- ・ 創造限界の形成：「日本大通り」「馬車道」「桜木町・野毛」の 3 地区で歴史的建造物や倉庫、空きオフィスを創造的な活動の場として転用・活用し街の活性化をはかる

3.9 市民参加・市民協働の、まちづくり

都市デザイン活動は、1980年代にはその活動領域を都心周辺部へ、さらに郊外区へと拡大する中で、まちづくりにつながる市民活動に着目していった。

ヨコハマ都市デザインフォーラム（1992年）を機会に、市民まちづくりを支援する「地域展開事業」を実施し、都市デザイン室に「市民まちづくり担当」を設置した。

さらに1996年よりパートナーシップ型行政の推進政策として、当時の企画局・市民局・都市計画局が連携した「パートナーシップ推進モデル事業」を全区で行い、市民協働の原則を定めた「市民

活動推進条例」(2000年)、まちづくり分野では「地域まちづくり推進条例」(2005年)を制定した。

- ・ 地域まちづくりの支援制度：「地域まちづくり推進条例」(2005年)により、市民と市の協働による地域まちづくりの推進を本格的に開始。
- ・ 各地に広がる協働によるまちづくり：「いえ・みち まち改善事業」(2003年～)、「ヨコハマ市民まち普請事業」(2005年～)など、地域の取組みを支援し、市民による提案を実現
「京浜の森づくり」「金沢八景における地域と大学との協働」「初黄・日ノ出町地区のまちづくり」「戸塚周辺のまちづくり」など地域の特性に対応した協働のまちづくりを支援

4. 都市デザイン活動の進め方

4. 1 都市デザイン活動を展開する姿勢や都市デザインの役割を明確にする

都市デザインのプロセスは、まちづくりにおける質の側面の評価を含み、地区の特徴などに対応する特殊・個別的な調整作業を含むため、わかりにくく、見えにくい面がある。

市民や事業者の理解を得るため、都市デザイン活動の範囲や役割、活動の体制を具体的・明示的にしていく。

4. 2 地域のあるべき姿や将来像を明確に示して、関係者が議論しながらまちづくりをすすめる

建物の形状や、景観、活用方法などについて誘導や制限を行なう仕組みやルールを活用してきているが、行政の意図がうまく伝わらない場合がある。

地域に対するデザイン活動の意図や実現すべきイメージを可能な限り具体的、明示的に示し、関係者や事業者などがデザインの意図や地域のイメージについて具体的に議論し、新たな手法やルールを生み出していく。

4. 3 保全された空間や形成された街並などを「活用」する仕組みを充実する

建物の外観保存や街並の形成の効果をより多く引き出すため、保全された建築物や形成された街並を活用する仕組みを充実することが望まれる。

横浜では、建築物の外観保存と活用に積極的に取り組んでいるが、「活用」する仕組みを充実(保存後の利用の用途や使い方の弾力化、活用に関する調整の仕組みの明確化など)することにより、保存の対象の拡大が期待できる。

必要な場合、NPOや企業などと連携して空間を管理し運営する仕組みなどについても検討する。

4. 4 民間事業者や地域の団体が行なうデザイン活動を捉え検討できる仕組みをつくる

多様な世代が快適、安全に住めるまちとするため、身近な生活空間のデザインを一層充実していく必要がある。

都市デザイン活動の裾野を広げ、より身近なものとしていくため、社会の変化や、地域の要望、事業者の意向を的確に捉えて都市デザイン活動を、自由に幅広く検討できる仕組みを設ける必要がある。

II 今後の都市デザインにおける視点

1. 活力を拡大する都市デザイン

横浜のまちに、今までにない魅力や新たな課題への解決方法を探り、つくっていく都市のデザイン。専門性に立脚した企画の立案・実現や、都市デザインの視点に立った新しいライフスタイル、暮らし方の提案などを考え実践していく。横浜の活力や国際競争力を強化するための計画であるインナーハーバー構想の推進、歩行者優先のまちづくりの延長上にある「遅い交通」のネットワークづくりなど、新たな活力や楽しさ、価値をまちにつくっていくことが求められる。

横浜市の活力となる新たなプロジェクトは多様な主体が関わるものであり、これに対して都市デザインは、構想を具体的な形で提示したり、調整機能を果たすため、最初から最後まで関与していなければならない。

2. 横浜の多様な魅力を掘り起し増進する都市デザイン

横浜にはまだ顕在化していない都市としての魅力があり、それを掘り起し、高めていく都市のデザインが必要である。また現在の経済・社会情勢を考えると、これまでのような開発を進める時代ではもはやなく、これからの価値観に即した形で既存のストックに手を加えることでまちの魅力を育てて行く時代である。リノベーション・コンバージョンによるまちづくりや、道路や公園、公開空地といった公共空間の更なる利活用、景観・歴史制度の拡充、各区での魅力づくりなどを目指す。

都市デザインがストックの活用や転換をはかり、新たな価値観を見だし発信していくことで、横浜の魅力を増進していくことができる。

3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

低炭素社会への要求の高まりや少子高齢化の下での産業や暮らしの継続、また3. 1 1以降の災害への対応力などは、安心して横浜に住み続け、また横浜で業務を展開していくため、つまり都市を持続させていくには解決の欠かせない課題である。

これらは、多くの分野や主体の協力が必要な、さらには都市を構造から見直し、考えるべき課題である。

都市デザインのもつ総合性と調整機能で、分野や地域を横断する解を探し、持続する横浜を築いていかなければならない。

Ⅲ 都市デザイン活動の今後の展開

1 インナーハーバーの新たな展開

リング状の都市構造であるインナーハーバーエリアの展開は、都市のエンジンとして市民生活に活力を与え、暮らしやすさや楽しさを実感できるものとなる。

創造的で様々な活動が集積し、海と緑の豊かさを享受できる都市を目指す。

賑わいと活気のある都市を創造・発信し、市民が世界に誇れる美しい、国際競争力のあるまちづくりを展開していく。

- ・環境、交通、交流、産業、生活などの長期的な視点での検討を、専門家や関係機関と連携し進めていく。
- ・まずは、山下埠頭や山之内埠頭などの新たなエリアの利用転換の検討し、リング状の都市を拡大することにより、新たな活力や魅力の輪を広げる都市デザイン活動を進める。

2 都市美

これまで、都心臨海部を中心に景観制度により美しい景観形成を進めてきた。これからも、地域の個性・賑わいづくりやデザインの質的向上を進める必要がある。

今後は、郊外部での地域資源を活かした景観形成や、市民が誇れる横浜らしい、美しいまちづくりを進める。

- ・全市域において、地域の先導的な役割を果たす公共施設づくりを進めるため、道路、公園、公共建築などの公共事業の景観誘導のガイドラインを検討し、地域での身近な都市デザイン活動を展開する。
- ・都心臨海部を対象とした美しい港の景観形成方針を検討するとともに、利用形態の長期的変化を視野に入れた景観検討を進める。
- ・景観制度について、運用上における課題や、協議の進め方における課題等を整理し、都市美対策審議会の意見を踏まえ制度の検討を進める。

3 歴史・創造

横浜は開港以来の独自の文化を尊重し、個性ある街並みを守ってきた。

これからも、横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保存活用取組を進める必要がある。

市民が感じられる横浜らしさを創出するとともに、文化芸術に代表される創造的な活動も進めるなど新たな横浜の魅力内外に発信していく。

- ・所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の確保を目指した制度づくりを進める。
- ・市民協働による歴史を生かしたまちづくりを、仕組みづくりなどとあわせて推進するとともに、歴史的建造物を核としたまちづくりの更なる展開を図る。
- ・まちに新たな賑わいと活力を生み出していくため、都心部に多数ある戦後建築の利活用などについて研究を進める。

- ・公園、道路、鉄道高架下などの公共空間等において、オープンカフェや観光拠点等の社会実験や利活用を進め、賑わいのある楽しい都市空間の創造について進めていく。

4 コミュニティのリ・デザイン

少子高齢化が急速に進行する横浜は、今後、地域の特性に合った都市づくりが必要である。

多様なライフスタイルに対応するため、だれもが安全・安心で賑わい・住みやすさを感じられる都市づくりとともに、豊かで活力のある都市づくりも必要である。

- ・少子高齢化、人口減少など生活環境の変化に合わせ、横浜らしい住まい方について研究を進める。都心部居住や、郊外部などの団地再生、住替えの促進など地区の特性に合った新しい生活のデザインを研究する。
- ・自然との触れ合いや農に密着した生活など、自然や農との共生などを研究していく。
- ・自治会や商店街など地域のエリアマネジメント組織等との連携・支援を強化し、地域の課題は地域で解決し、すべての人が幸せを享受できるまちづくりを検討していく。

5 環境

地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題は、現代の都市が避けることのできない大きな問題である。郊外部の緑の保全や、大都市に失われた緑の創造など、緑の必要を見直す時が来ている。

郊外部の緑の保全や、都心部での連続性のある緑のネットワークづくりなど、市民が自然と触れ合え、居心地のよい都市づくりを進める。

- ・地球温暖化などの環境問題や、少子高齢化時代に求められる予防医療など、生活の視点からも、道路や廃線跡地の活用など、緑のある快適な歩行者空間の形成を進める。
- ・横浜の魅力である海や川などオープンスペースの活用や、市民が集い、にぎわうことのできる親水空間について検討し、人々の生活と結びついたまちづくりを進める。

6 交通（モビリティデザイン）

横浜の都市デザインは当初からモータリゼーションに対抗して人間のための都市空間を追求してきた。今後はそれらを発展させ、都市の体験を豊かにしていく移動手段をまちに挿入していく。また省エネルギー化や地球温暖化をはじめとする環境問題、温暖化ガスの排出抑制や公共交通利用の促進も必要である。

また、急速に高齢化が進む現在、「健康」が大きく見直されており、徒歩、自転車等のスローな交通ネットワーク整備を進め、市民が歩きながら楽しめる歩行者空間づくりの展開が求められている。

- ・JR 関内北口整備、相鉄 JR 直通線羽沢駅（仮称）の整備など、地域のシンボルである駅の再整備や新設に合わせ、周辺道路の再検討などを行い、歩行者や環境にやさしい交通のネットワークづくりを進める。
- ・新たな歩行者空間の検討やベイバイクの設置など、徒歩、自転車等のスローな交通ネットワー

クについて研究する。回遊性を高め、公共交通の利用促進や来街者への観光促進など街並みを楽しめる歩行者空間づくりを進める。

7 研究・交流・発信

現在の都市は、様々な課題を抱え、その課題はますます複雑化してきている。それらまちづくりの課題を解決するにあたっては、行政内部だけで議論するのではなく、様々な分野の専門家や大学との連携、市民・企業（企業家）との連携を積極的に進める。

- ・ 企画・プロデュースの都市デザインの推進や、主要施設のデザイン調整を強化するため、専門家との連携強化やネットワークづくりを進めるとともに、行政内部の強化を図る。
- ・ 都市デザイン活動をさらに充実させ、シンポジウムやフォーラムの開催など、様々な機会をとらえて都市デザインに関する研究とPRを行うとともに、国内外に発信していく。
- ・ 小学生などの子供たちに都市デザイン講座を開催するなど、次世代の育成を進める。

IV 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

第2回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	<p>(1) 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア 歴史を生かしたまちづくりに関する制度検討について(審議)</p> <p>イ 景観制度の拡充について(審議)</p> <p>ウ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)</p> <p>(2) その他</p>
日時	平成24年7月13日(金) 午前10時から午前12時00分まで
開催場所	第一総業ビル 4階 会議室
出席者(敬称略)	<p>委員：西村幸夫(部会長)、佐々木葉、中津秀之、六川勝仁</p> <p>専門委員：国吉直行</p> <p>書記：齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長)</p> <p>事務局(資料説明者)：曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長)、長谷川正英(同)</p>
開催形態	議題(1)、(2)とも公開(傍聴者0名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史を生かしたまちづくりに関する制度検討については、過去の事例や制度を創設するにあたり想定する具体的事例をもとに、これまでの制度の評価と課題抽出をし、新たな制度の位置付けを明確にする。 ・(仮称)横浜都市デザインビジョンについては、具体的にライフスタイルとは何か、幸せとは何か、生活者視点から考え、都市デザインの役割を明確にする。
議事	<p>議事</p> <p>1 今後の都市デザイン行政について</p> <p>ア 歴史を生かしたまちづくりに関する制度検討について(審議)</p> <p>市から資料について説明を行った。</p> <p>○西村部会長 ありがとうございます。建築基準法の3条はこのところずっと徐々に緩和方向にあつて、もともとは国が指定する文化財だけが適用除外だったのが、市町村の視点まで広がってきて、なおかつ今度はこうした市町村が条例で持っているところに関しては、建築審査会の同意が得られれば適用除外にできるという項目がふえたので、それに対応してやろうということですね。ある意味、建築基準法の緩和を受けられるという話と規制がある程度強化されると。</p> <p>私のほうから質問ですけれども、今ある認定歴史的建造物の制度は維持して、その上につくるのですか。それとも、この要綱そのものを何かいじるのでしょうか。</p> <p>○長谷川係長 認定制度自体は、できるだけ新しい制度に移行は促していきますけれども、具体的に内部も含めた保全活用計画ができるかどうかということも含めて、所有者との協議によってくるかと思います。単純に要綱での制度のものを条例に自動的にのせかえるというのは難しいので、当面は認定制度が残るという形での運用になります。</p> <p>○西村部会長 基本的にはこちらに促していきたいというような。</p> <p>○長谷川係長 そうですね。可能なもの、必要なものについては、働きかけはしていきたいと思っております。</p> <p>○国吉専門委員 今のお話につながりますけれども、認定制度がこのところ認定されたかどうか、認定して助成した分が、経済状況が悪いからと言って松坂屋が壊されるとか、そういう状況があつて、それについては助成金を返していただいたとかということはありませんけれども、食いとめることはできなかったということです。</p> <p>それに関して、食いとめるべきかどうかという問題はもちろんあるのですが、柔軟にやつて。その辺についてはまだ今回の新たな制度については、余り関係してこないのですか。</p> <p>○長谷川係長 今、そういう意味では要綱は、両者が合意した一種の契約という形になりますけれども、新しい制度ですと、条例に基づく許可制という意味では規制が少し強くなる形になりますので、松坂屋、ビクターの認定解除がありましたけれども、仮に許可制ですと、もう少し法的には強い立場で仕事をやるということは見込まれるかなと思います。</p> <p>○西村部会長 だから、松坂屋側にとってみると、規制が強化するだけだったら、「ノー、サンキュー」になるでしょう。何か緩和されることで、例えばあの事例の場合に、何かプラスのところはあるのですか。</p>

- 長谷川係長 例えば、内部を活用あるいは改装をする際に、基準法がどうだと、詳しくチェックはできていないのですけれども、その辺で基準法の緩和で活用がしやすくなったという可能性は十分考えられるかなと。
- 西村部会長 この建物は、でもそういうふうに基準法上は問題があったのですか。
- 長谷川係長 あったと思うのですけれども、最大のネックは床が埋まらないという。
- 西村部会長 それだと、余り基準法を緩和して、活用しやすくなったと言っても、ああいう事例が出てくると、なかなか動きづらい。
- 長谷川係長 一方で、今回内部の活用まで踏み込んだ制度になりますので、それに合わせた体系的な整理、あるいは支援なども含めて、内部を活用する際にどういった支援ができるかということも検討しようかなとは考えております。
- 西村部会長 それだったら、これが前提となって、次のものがいろいろと連動した支援制度がほかにありますという話の全体像が若干見えないと、これはこれで別の制度は制度だと言われると、なかなか今回の事例みたいなきに、どういうふうに使っていこうというのが見えてこないですね。
- 佐々木委員 税制の優遇のリンクなどはないですか。
- 長谷川係長 すみません。先ほど私がお質問の趣旨を誤解していた分がありまして、おっしゃるように、これをまず固めた上で、それに関連する制度、助成も含めて、そうしたものをほかの制度も含めたバランスを取りながら、全体の制度体系を整理していきたいということです。
- 西村部会長 固定資産税の控除ですね。
- 長谷川係長 景観重要建造物は相続税の評価の部分でありますので、固定資産税、都市計画税、市税の部分になりますので、税制部門に投げかけていくことはしていきたいと思っております。
- 西村部会長 今のこの要綱でやっている部分はそういうものはないのですね。
- 長谷川係長 現時点ではありません。
- 国吉専門委員 例えば、いいかどうかわかりませんが、本町通りにあります、旧露垂銀行という建物がありまして、それは外観保存をしてもらっているのですが、建築基準法の既存不適格だったものを文化財行政の力を借りて指定して、それでいろいろなものをクリアするという感じをとったわけです。
- ほかに、気象台の建物などもそういうことで、いろいろな建築基準法の課題を抱えている場合は、都市デザイン室が所管している認定だけではうまくいかなくて、指定文化財というようなものをあわせて対応するというやり方をとっていたのです。それがしなくても済むようになるということもあります。
- それから、内部に外観保存だけに対して助成だったから、内部をいろいろ活用してもそれに対して助成はないということで、そういうせつかく歴史的建造物を活用しているのだから、積極的にうまく利用するのを活動しても、何かプラスのものが出てくるというような可能性は出てきています。
- 西村部会長 それはありますね。基準法の適用除外というのは、そういうところでもあるということですね。
- 中津委員 何かそういういろいろなことが、今単発でいろいろ聞けるのですけれども、全体を通して、今までやってきたことの評価というのはもう少しまとめたものなどはないですか。単発でいろいろ何となく少し知っている話がいっぱいあるのですけれども、全体を見て、どういうふうに評価していくかが全くわからないので、個別の提案を聞いても、「ああ、そうですね」としか、私は思えなくて、今までやってきて、何を反省してこれをやっているかということをもっと知りたいです。個人的には意見はいっぱいありますけれども、これをどういうふうに市として考えているかという、ベースになる評価の何か資料はないのですか。
- 西村部会長 つまり、今のような建築基準法がネックになって、問題が起きてきて、守れなかったのはどういふものがある。
- 中津委員 そうです。税制との関係ができていないとか、いろいろな、もうそれぞれはなるほどなどと思うのですけれども。
- 西村部会長 それがどれぐらいあってというような、全体像が見えることですね。
- 中津委員 それとか、内部を利用するとか、賑わいなども、こういうことがあったから、こういうことを言っていらっしゃるのだなと個人的にはわかりますけれども、これを市民に説明するにあたって、やはり今までやってきたことの評価があって、改善でないと、私たち、専門的な人はある程度はわかると思うのですけれども。
- 佐々木委員 それと同時に具体的にどういう建物がこれの主たる適用の対象になっていくのかのイメージですね。

- 西村部会長 どれくらいあるのか。
- 国吉専門委員 例えば過去にやったこういう事例でも、これができればこういう対応ができたとか、そういう事例で説明するとわかるかもしれないですね。現在あるものでも、これが適用されると、またもう少しこういうふうな活用の可能性が出てくるとか、そういう話がセットになるとわかりやすいですね。それはいいかどうかというのも含めて議論すると。
- 西村部会長 そして、さっき佐々木さんがおっしゃったように、ではどれくらいの広がりがあり得るのかというのがあって、やはりすごく立派な建物だけれども、文化財にするのは嫌だみたいなところが対象になるのか、もっとすそ野が広がるのかどうか。その辺のイメージがあったほうがいいですね。
- 六川委員 1つは、私は法的に少し規制を強化して、今まで認定しようとしても壊されてしまうというような建物があるので、それを1つ省いていきたいということはあると思うのだけれども、あくまでも紳士協定なので、所有者の意向はすごく反映されると思うのです。こちらは緩和、緩和と言っても、所有者にとって緩和かどうか。大きく建てられればいいというものでもないし。
- それともう一つ、一方で考えなくてはいけないのは、馬車道に日本興亜馬車道ビルがあるのですけれども、これも緩和したわけですが、緩和することが、果たして地域の景観上どうかという問題もあるのです。少し高い建物が建ってしまうとか、スカイラインが崩れましたので、だから、そういう問題もあわせて検討しておかないと、その建物は緩和したかもしれないけれども、周りとの環境がどう連動するかという問題もあるのではないかと思います。
- 西村部会長 今の緩和のような事例は、ここに対象になるのですか。これは、割と結構、文化財的に守るような感じですね。
- 中野書記 イメージは日本興亜馬車道ビルというよりは、もっと、県立博物館に近いような活用方法の保全を前提とした制度になっています。要するに内部の構造や意匠もある程度保存活用計画につくって。例えば基準法で2方向避難とか、いろいろ遡及していくと、古い建物だと適合しにくい、間取りごと変えなくてはならないようなもの、また、バリアフリー法に関して、バリアフリー対応していないとかいうようなものも含めて、古い建物はなかなか全面的に現行法令に適用しようとすると、そもそも配置や、階段の幅、根本的に直さなければいけないことになって、保存を断念する場合があります。一般論としては、そういう残してもいいけれども、そんなに現行法令で適合が厳しくて金がかかるのだったらやめておこうという方に対して、それを残してもいいかなという気にさせるようなことです。
- 西村部会長 ある意味、かなり保存系の政策なので、今、六川さんがおっしゃったみたいに、インセンティブをつけて何かやろうというのは、少し状況が違うから、全体の施策の中で、そちらはそちらでやっていて、この部分はなかなかうまくいっていないからこういうことをやりますみたいな市民対応とすると、そういうところも必要ですね。
- 佐々木委員 少し論点がずれるかもしれませんが、今みたいな、内部を昔の基準だと階段やバリアフリーなどという話は、もう少し話を広げてしまうと、外観がすごく景観的に周囲に対しての重要な価値を持っているとか、内部も歴史的にすごいとかというのではなくて、今、建っているような建物も、これから20年、30年、40年ととにかく使い続けていきたいと思います。人間が使いこなせば、地震で壊れるということは問題ですが、何か今ある建物が将来的にみんなが工夫すれば、これはある意味、保存活用計画ですから、自分たちでこういうふうに使っていくよという宣言ですね。それさえすれば、法律でがしがしと一律に規定しなくても使い続けられますよというようなものに転換していくと、私はすごくいいなと思います。
- 一見どうということもないビルだけれども、やはり、それでもそこに20年建っていれば、何か一つの意味を持ってくるかなと思っています。そこへ、先をにらんで、何かがあるといいなと。
- 西村部会長 これは割合、文化財的価値があるものなのでしょう。それをもう少し、すそ野を広げられるかという話ですね。
- 佐々木委員 ええ。少し広げるということもあっていいのではないかと思います。
- 中野書記 状況的に大幅な建てかえよりは、使い続けていくものを促す制度だとは思いますが、建築審査会を通すときに、どれぐらいの価値があってというところを相当問われるとは思いますが。どこまで幅を広げられるかは、少し検討しないといけません。
- 西村部会長 ある種、ファサードが持っている公共性みたいなものとか、それがもう少しオープンになるからその部分で中がオープンになるから、公共的だから、こういうところを緩めても理屈が通りますとか、何かないと。ただ、普通の建物というのだったら、こういう建物でもいいので。これは逆に、もしやるとすれば、環境とか、ライフサイクルコストとか、何かもう少し全然違う論理で、やはり壊して建てかえるより

も使ったほうが環境に優しいとか、そちらの論理でしょう。

○佐々木委員 一見、何の変哲もないビルでも、両方重なると思うのです。やはりこの建物はやはり町割にあっていて、このスケールものが幾つかあるというのは、この境界のアーバンファブリックまでいかないですけれども、その一つだから。

○西村部会長 でも、そこのところは、かなり議論しないと、同じボリュームで、同じロットで、これよりもっとクオリティが高いものを建てれば、それは30年後とか50年後はこういう建物になるかもしれないというのもあるから、何でもいいというわけではないですね。

○佐々木委員 確かにそうです。

○西村部会長 だから、微妙な問題です。

○中津委員 少なくとも、エリアのイメージというものをどういうふうに継承していくかということは議論すべきですね。単に高さだけの話かどうか。エリアとしての都市構造というか、空間構造をどういうふうに継承していくか。

○西村部会長 そこを評価するのですよね。この建物はそういう分脈にのっているみたいな。

○中津委員 そうです。今これはもう、単体の目立ったトップランナーに対する話のようなイメージがあるのですけれども、単体ではないというのをどういうふうに制度化していくかというのは重要なことだろうと。

○中野書記 今、景観条例もそのエリアでの考え方を示していますけれども、歴史を生かしたまちづくりの展開の戦略の中で、少し面的なそういう制度と、歴史を生かしたまちづくりみたいなものを、もう少しちゃんと位置づけを整理していきたいと思っています。

ですから、まちづくりの中でどういうふうに規制を考えていくのかということと、単体をどう保全していくのかということも、並行しては考えていこうと思っています。

○西村部会長 ただ、今の市の側としては、これはトップランナーというか、準トップランナーですね。トップランナーは既にあるわけで。準トップランナーがなかなか守れないと。だから、もう少し一般的に広げたいけれども、準トップランナーですら、守る手だてがないから、まずそれをやりましょうという、そんなスタンスなのでしょう。それはわからなくないですね。

1つ質問ですけれども、神戸がまずやったのですけれども、あれは何か、緊急にこれをやらないとだめというような事例が発生したからやったのですよね。

○長谷川係長 神戸市は生糸検査所を改修するという。

○西村部会長 そのときに、こうやらないとだめだと。

○長谷川係長 はい。まだ、その後があるのですかと聞いたのですけれども、今のところは、神戸市ではその後はないということです。

○西村部会長 やはり、ニーズがあってということですね。ということは、横浜もこれをつくったら、まずターゲットにここをやって、まず全体として、フラッグシップではないけれども、こんなことで済ませるようなものが、想定したものがあるのですか。

○長谷川係長 なくはないです。実際具体的な個別のものでお出ししていくことを想定しながら……

○西村部会長 そういうのは想定しながら、それにあわせて。でも、逆に言うと、そこのターンテーブルだって、それをやるときには、この制度ができていないといけないというような、そういう意味でのデッドラインというのはあるのですか。

○長谷川係長 今時点では、そこまでシビアなデッドラインはないですけれども、少し大まかな時間的な流れの中で、そろそろという感じであります。

○国吉専門委員 多分、こういうものがあるよというのを、下にしているのを見せることだけでも、保存活用の方が促進されるというのでしょうかね。

○西村部会長 そういうものに近いものを持っている人にとっては、一つの事例が見えてくると大きいですね。

○長谷川係長 次回、モデル的な形ででも何か、お示しできるかどうか検討してみたいと思います。

○西村部会長 タイミングもありますから、うまいタイミングで開ければそれで。

○国吉専門委員 立派な建物、トップランナー、準トップランナーなどでも、そういう制度にはのりたくないということもあります。でも、壊すわけにはいかないだろうとは思っていらっしゃるの、やはりいつかはこの上の上のっていただきたいという感じですね。少しは前よりプラス面も出てきましたよということ。結局、残すのだったら、やはり積極的に残そうというふうに気持ちが転換できるように、うまくこういうものでできればということになるのではないかと思うのです。

○西村部会長 あと恐らくこの流れを考えると、許可とか不許可となったときに、どういう基準で不許可になって、何か透明性があるのかとか、担当者が替ったら、変わるのかとか。そんなことではまずいですね。そして、不許可になったときに、どうしてもやはり何とかしたいというふうにどういう救済措置があるのか。やめたと言えるのか、それともどこかに不服審査ではないけれども、そういう別のルートで、何か自己主張できて、もう少し透明な中で審査できるのかとか、その辺のことも必要ではないですか。

○長谷川係長 まずは両者で、保存活用計画という形を両者が協議をしてつくるところで一つの合意形成ができています。それに基づいたまず許可ということになりますので、そこは事前に両者で合意しながら、ルールに基づいての許可と。恐らくそれを超えるような事態が発生した場合はまず保存活用計画を見直すという作業に、やはり両者で協議をするというステップを踏むのかなと。万が一、もうどうしようもなくなれば、まだそこまでは検討できていませんが、一般的なルールになるのか、あるいは特別なルールで、そういう不服審査のような形も含めてやるのかどうかというのは、今後の検討課題というふうに思います。

○西村部会長 取り消しとかそういうこともあるかもしれないですね。

○六川委員 今歴史的建造物に認定した場合、幾ら出るのでしょうか。

○長谷川係長 鉄筋コンクリートですと、最大6000万円です。木造で1000万円です。

○西村部会長 すごいね。日本最大にゼネラルなお金じゃないですか。東京都でも一時期やっていたけれども、そんなにないですね。

○長谷川係長 はっきり覚えていないのですけれども、もう15年ぐらいはたっています。

○六川委員 三菱地所は、三菱ドックのときは辞退したのですね。

○長谷川係長 ドックはそうですね。助成していません。

○中野書記 難しいのですけれども、開発誘導をしていくときに、高さの制限とか、容積の緩和とか、全体として市として与えるインセンティブと費用助成と、どういうふうに折り合いをつけていくかデリケートな問題になります。

○中津委員 ファンドでつるのはわかりやすい制度ではあるのですけれども、何かそうではなくて、やはり歴史的なことを残したことによって、その会社さんが、経済的によくなったというような、そういう事例はないのですか。何か掘り起こして、お客さんがふえたとか、そういう経済的な評価軸がもしできれば、もう少し今後の政策としては、日本で特殊な事例ができてくればいいかなと。ファンドでつるのは非常に簡単ですけれども、ファンドをもらえるからやるというより、何かもう少し経済的な意味でのモチベーションを何かかき立てるような、さっき六川委員が言われた、非常に紳士制度というか、そういうものの中でも。

○六川委員 その例で言うと、日本興亜馬車道ビルなど、国吉さんも一緒にやりましたけれども、いい例だと思います。外壁保存に確か3億円ぐらいかかっているのですけれども、絶対、地域のランドマークになるよということで、BCSの賞を取ったり、テナントさんもずっと入っているし。

○中野書記 ほかに馬車道駅の前に大津ビルというのがありますけれども、認定して、テナントさんはああいう古い趣の中も残してある建物ですが、認定になってよく入っていただいていますと、喜んでいただいている事例はあります。

○西村部会長 ただ微妙なのは、フリーライダーで、その建物の隣のほうがもうかかっているとか、そういうことはありますね。だって、目の前にいい建物があれば。だから、ある種、地域全体が、これは結構、こういうフリーライドってどうやるかと。それこそ、地価が上がって、税金で回収するとか、何か長期のことを考えなくてはだめなのですから、その人は頑張るのだけれども、結局、地域、通りがよくなるわけです。そうすると、微妙な問題があるので。

○中津委員 桜の木みたいですね。

○西村部会長 あともう一つ、ファンドの話ですけれども、ファンドはまた別に議論をすると思うのですけれども、恐らくファンドを東京都もつくりましたね。東京都がファンドをつくって、こういう大きいものもやっているけれども、小さいものもやるわけです。そうすると、ファンドが対象とするものと、ここで議論するのは、完全にイコールではないから、ある種、ファンドを議論するときに、ある意味でそれも考えておかないといけないのです。それこそ、地域の中で細々としたものもやりますから。

○長谷川係長 市民協働のところは今入れていますけれども、西村先生がおっしゃったように細々とした活動ですとか、あるいは、大規模な改修をするというのは、やはり町並みというのですか、景観上も市としてしっかり支援をしていきたいというスタンスです。

日常的なメンテナンスに近いレベルでも、割と今、その辺のニーズも出てきていますので、そういったものをイメージしながら、検討していきたいと思っています。

○**国吉専門委員** 中津さんとか、今、西村先生がおっしゃったような、その価値がきちんとやはり評価していないのはまずかったかもしれないです。それは地域にとっても、やはり馬車道、港とかというのですけれども、その建物だけの価値ではなくて、地域に対してプラスの影響がかなり出して、それがあって、周りがそういった雰囲気です。いろいろなことができるか、そういう話なので、数値にしにくいところもあるかもしれないけれども、それはやはりやっておいたほうがいいですね。

○**西村部会長** それと、そういう価値はかなりロングレンジで効いてくるのだけれども、一個の敷地の価値は、そこだけ考えれば物すごい床をつくって高く売ればショートレンジではそちらがいいという話になるわけですね。ただ、ロングレンジで見ると、何か個別の利害と、なかなかうまくいかないのだけれども、こちらをうまく説明することによって今ちょっと我慢することが、将来的にはいいのだと。ただ、それはさっき言ったみたいに、フリーライドの話があるから、ここはここで何かルールをつくって、何かやりますとかというようにセットにしないといけないということですね。

こればかりをやってもいけないのでいいですかね。大体こんな方向でやっていただいて。きょう、結構いろいろ課題が出たから、そういうものもやってもらおうと。全貌を見て、どれぐらいできて、この価値を論じると。

イ 景観制度の拡充について（審議）

市が資料に基づいて説明を行った。

○**西村部会長** ガイドラインのほうは、詳細化すると詳細化したで、それさえクリアすればいいという話になるし、クリエイティブなコントロールができなくなるという話がありますし、クリエイティブなコントロールを認めようとする、今回みたいなもの、とめられないという話になりますね。

協議方針等の決定過程でも、まだ非常に初期の段階のもの、その情報をどこまで公開していいとか、守秘義務とか、個人情報問題もあります。だれまで公開してどういう立場の人だったらいいかみたいな話にも微妙な問題があるので、どうお考えになりますか。今の段階だったら、これはかなり根本的な議論がやったほうがいいですね。

○**佐々木委員** 質問ですが、このガイドライン課題と協議方針等の決定過程における課題は、結構関係しているのかなと思うのですけれども、後者のほうが、初期の段階でということに限らず、今、このガイドラインを適用して、これが合っているか、合っていないかとかという議論をするのに、都市美審などでやっているのですけれども、その議論を例えば公開でやって、地域の代表者だったり、関心がある人とか、みんながいるところでやって、いろいろな人の声の反応などを議論している途中からも全部オープンにしていくと。言ってみれば、世論の反応がどうだということ、事業者さんがどうやるのですかということ、運用していくということもあるかなと。そういう方向以外、私はないのではないかなと思うのですけれども。

こういう意見があって「住民の方などいろいろな方がこれだけいろいろ言っているのに、それでもあなたは建てるのね」という方向でやる以外、何か今西村先生がおっしゃったようにこのガイドラインで規定するというのは無理だと思います。

今は都市美審とか部会という場があるのだけれども、それをもうパブリックにしてしまって、それと世論と直結させて、新聞がどう書くとか、ツイートでみんながどう騒ぐとか見て、それでやはり事業は進まないみたいな、そういうプレッシャーをかけるというのが一つの方法かなと思います。

○**西村部会長** それはどこかで公開というのは重要だと思うのですけれども、どの段階かというのは、つまり早ければ早いほどいいのだけれども、早いとまだ決まっていなものが出来て、それで議論ができるかとか、ではその資料はだれが持っているのか、どこまで公開できるのかとか、微妙な問題があるので。

○**佐々木委員** 都市美審の部会ぐらいのレベルでは、結構、ある程度公開できる情報でやっているわけですね。

○**中野書記** 今は、この景観条例の特徴は透明性の高い景観協議をするということで、先方から景観協議が申し出た内容当初と、景観部会の議事については、そもそも公開で審議しますし、ホームページ上でもすべての資料というものは公開です。逆に言うと、そういうことをしているので、多くの方に関心を持っていただいて、新聞等でも取り上げられてきたということだと思います。

○**佐々木委員** 今はまだその場に、市民が意見を言うということではできないのですね。審議会の議論の内

容は公開されているけれども、そこに来て発言をする場所がない。

○西村部会長 その場で事業者が説明するというのでしょうか。

○中野書記 基本的には市が説明しますが、補足説明を事業者の方に同席していただいてももらいます。

○西村部会長 それがオープンになると、それはかなりのプレッシャーになりますね。

○国吉専門委員 前、景観条例をつくる時に、西村先生のほうからデザインレビューという話があって、デザインレビュー的に公開できるようなことを図っていくというようなことを、どうやって入れ込むかという話があったので、その辺が結構、重視されて、公開の審査の場で市民に聞いていただく状況をつくらうということはやったのです。それによって、どういう課題が指摘されているというのが市民に伝わるようになったということではあると思います。

そこに対して、意見を言うのは、あちこちで研究会や市民、自治体で行われています。そういうやり方もあるのかなと思っています。

○西村部会長 そのとき出てくる図面というのは、どれくらいの精度のものが出てくるのですか。もうほぼ完全に。

○国吉専門委員 インテリアは入っていないですけども、外構を含めアウトラインは全部入っています。

○西村部会長 それはもうほぼ、外構は決まっているのですか。

○国吉専門委員 外構は、最終設計に行けたら行きたいというような図面にはなって、出されていたと思います。

○齋藤書記 少なくとも基本設計は全部終わっているぐらいだと思います。

○西村部会長 全部終わっているということですね。そこをどうやってするか。

○国吉専門委員 コンセプトのところから出すかどうかということ、それはもう何段階やればいいですかみたいな話になってしまいますから、結構難しいかなという感じはします。だから、一定規模の大きい場合はとか、影響が大きい場合はとか、そういうものがあるかどうかですね。

○西村部会長 ある程度のもは、今のような仕組みで事務的にするけれども、ある規模以上のものは公開の場でやるとかということはあると思いますね。

○中野書記 この資料は事前に卯月会長にご説明して、いただいた意見もあるので、あわせて了解していただきたいと思います。

まずやはりガイドラインの見直しについては、そもそも限界があって、いつの世の中にも新しい課題が出てきて、それを追加的にやっていくというやり方では、相当限界があるというご意見が一つ。

やはり重要なのは、審議会、景観部会でやる前の実際は、事前協議ではないかということ。難しい問題もあると思うけれども、非公開でもいいので、例えば余り固める前に、もう少し議論すればうまく位置づけるということが有効なのではないかということが2点です。

3点目は、やはり具体的に景観アドバイザーの役割で、専門家が具体的に相手の計画に対してデザインのアドバイスをするというような仕組みをしていくという方法も、非常に外国では例があるらしいのですが、有効ではないかというような3点のご意見をいただきました。

○中津委員 そもそも、制度とか法律は、ふやせばふやすほど、人間がばかになっていくのです。それは言いかえると、設計する業者の立場から言うと楽なのです。私はその業界を15年以上やっていますけれども、それさえ守ればオーケーでしょうというふうな、向こうの武器になってしまうのです。

今まで横浜は、ずっと業者と役所が幸せな関係で来たわけですけども、それが崩れた。非常にメルクマールな出来事だったわけです。その理由の一つは、やはり役所の職員の方の個人的資質に頼りすぎていた部分が、そういううるさ型の人たちが、そうでない状況になってきています。そこに踏み込むというのは、すごく重要なことで、卯月さんが言っていられるのは、他の自治体の景観アドバイザーを私もやっていますけれども、めちゃくちゃシビアな議論で、こんなところまで言ってもいいのかと思うようなご指導をさせていただいているのは事実です。

他の自治体のお手伝いをさせていただいていますけれども、それはもう間違いなく都市計画にかかわる職員の資質が余り高くないというのがあって、やらざるを得ない状況であるわけです。その辺のバランスをどう考えるか。研修制度などを含めて、組織の人事異動の問題も含めて、そこまで考えたならば、そんなに制度を細かくやらない、今までやってきた横浜の骨太な信頼関係に基づくまちのつくり方、愛されるまちのつくり方というのは、できる限り継承していただきたいと思います。けれども、市民の意識が変わっているのは仕方のないことなので、当然、公開してどんどんやっていくというのは、当然重要なことではありますけれども、その以前に公開するにしても、公開する前の段階で職員の資質をどういうふう担保していくかと

ということ、アドバイザーはセットかなという気がしています。

○六川委員 その場合、私もデザイン室はこの前もパワーダウンしたのではないかという話をしたのだけれども、やはり、政治的な圧力がかかるのです。それがかかってしまうと、例えば、そのアドバイザーが非常にうるさくて、「こいつはとんでもないやつだ」というような形にもなりかねなくて、なかなか難しい部分がある。

例えば、石川町に建った高層マンションがあるのですけれども、あそこもいろいろ問題があったところだし、それから北仲の何メートル建てるかという議論は私も入っていましたが、あれもいろいろ問題があったと思うのです。

たまたま私は馬車道のまちづくりにかかわっていて、昭和51年にまちづくり協定書をつくってやっていたので、あくまでも紳士協定なので、全部相対なのです。この人にはここまでいいけれども、この人にはだめだとかいろいろやりながらやっていったのですけれども、それが、例えばガイドラインを改正してというのは、私も個人的にはそれは難しいと思います。だから、媒体でやるには、先ほど、佐々木先生がおっしゃったマスコミや市民をうまく利用するという話があると思います。

私も今までいろいろな交渉を、馬車道のまちづくりもやってきましたけれども、国吉さんなどにいろいろアドバイスをいただいたのだけれども、5年ぐらいかかったところがあります。それで、もうおまえはいいと、そこまで言うことを聞かないのだったら、商店街に加入させないと、逆に出たこともあります。だから、それは本当に相手を見ながらなので、一概に規制をつくったからこうとか、改正したからこうという形ではないと思うのです。

○西村部会長 わかりました。ガイドラインについては卯月さんと同じ意見ですね。

でも、今の話は、結構どれも大きいですね。インハウスで何かやればいいと。つまり、景観アドバイザーみたいな者が本当に中にいて、いけばいいのだけれども、それは政治的な中では政治的な風向きが変わるとなかなか難しいかもしれないという問題があります。

それと、公開。もう少し外野の力を借りるというような話ですね。

○中野書記 後ほど、今後の都市デザインの内部、庁内の専門家としての役割みたいなのは、議論をさせていただこうとは思いますが、やはり、景観は今条例を所管している立場や、ある意味、景観から離れますけれども、率直に言って、初期土地利用をどうしようかと決める段階での庁内の十分な議論や連携というのが重要ではないかなという気がしています。多分、正直いろいろ景観的な面よりも土地利用として事業性があるのかとか、その辺のことを考えていく中に、その段階から早くうまく連携していくという内部の整理はデザイン室も、もう少し強化して努めていきたいと思います。

あと、中津先生の非常に厳しいご意見ですけれども、やはり庁内でいろいろ頑張るといふことと、内部の専門家の皆さんに言っていただく、公開したり、審議していくというのは、パラレルでうまくつくっていくということが重要なと思っています。その辺はうまくバランスを取って、事前協議や、そういう専門家の人と庁内の都市デザイン室と相手とがいろいろな可能性について議論をする場というものは、うまくつくっていければと思っています。

○西村部会長 庁内のことは、庁内のことでやってもらいたいですね。次のそういうデザイナーを育てるといふ話。けれども、外の話は、恐らく今は、だれか個人のアドバイザーとかその集合みたいな感じで、どこもそれを超えていないのです。そうすると、その人はまた変わるかもしれないし、その仕事だけをやっているわけではないので、プレッシャーもかかるし。では、そこで蓄積される知恵をどういう形で次の人に伝えていくかみたいなところの全体としての運用のビジョンみたいなものが、まだどこも見えていないのだと思います。それをどうするのか。

例えば、ケイブの横浜版みたいなものをつくるのか、例えば、パリだとアピュールとあって、そういうシンクタンクをもう持っているわけです。そういうところにもうシンクタンクでやるようなことはやるという、外部にそういう専門家を育てるといふのもあるかもしれないし、例えば、ある自治体でやっているのは、そこでアドバイザーの人にかなり長期でやってもらって、そこでやってもらった人は、次は審議会で活躍してもらいたい、かなり長期でよくわかっている人を活躍してもらって、プロセスをつくっていくとか、外部のあり方みたいなものをもう少し新しい、横浜らしい仕組みがあってもいいような気がします。だから、両方考えないと。

恐らくそのことは次のデザインビジョンとも絡むわけですね。ですから、これはデザインビジョンのところまで説明してもらって、それを動かす仕組みがここにかかわるわけなので、総合的に議論しましょうか。

ウ (仮称) 横浜都市デザインビジョンについて (審議)

市が資料に基づいて説明を行った。

○佐々木委員 すべて、至極ごもっともというのは言い方が悪いですが、おっしゃるとおりという感じですが。少しだけこれを追加するのはどうだろうというのは、例えば大阪の都市デザインとか、都市問題の中では、例えば大阪というのは、生活保護受給者が非常に多いとかという、そういう低所得者層とか、別に低所得者の人イコール公共心とか、そういうものがない人たちというふうには言えませんが、どちらかというところ、ある程度の相関性はあります。つまり、町のためにとか何とか、そういうことをやる余裕がないから。

横浜においても、ここに書いてあるいろいろな大前提としての背景の中に、横浜だけに限らないと思えますけれども、いろいろな意味での格差の問題というのがあって、そこに対して都市デザインは何ができるのかということも何か入っているのかなと思うのです。

いろいろな人がいるということは、格差を是正していこうということよりも、それ自身は、一つの都市のダイバーシティだと。都市には物すごいお金持ちの人もいるけれども、その日暮らしの人もいます。それはもともと都市の姿なので、そこがちゃんと都市としてなっていくかということが、例えば横浜だったら、日ノ出町のような活動というのも一つの注目されているものでもあるし、そういう視点がこの中だとどこへ入ってくるのかなという。それは多分、郊外においても起きていると思うのです。全体的にその問題をどう都市デザインとして取り組んでいくのかということが、私としては少し気になるところです。

○西村部会長 つまり、都市をめぐる大きな課題と、ここで書かれているのは少しギャップがあるという感じですか。

○佐々木委員 ここで認識されている都市の課題という中に、そういうことが余り前面に出てきていません。

横浜は基本的には、みんな割とよき市民です。私の中でできているのかもしれませんが、よき、悪きというよりも、よく言われるように、強い市民と弱い市民と言われますね。いろいろな啓蒙をしようが何をしようが余り反応してくれないとか、そういう人たちがやはり一定数ふえてきているのは確かだと思うので、そういうことに対してどうするのかということですね。

○中津委員 よくできた教科書だなというのが感想です。突っ込みどころとしては、ライフスタイルは、余り好きな言葉ではないのです。学生には絶対ライフスタイルと言うな、いつも授業で言っているのですけれども、これはもともと、60年代のマーケティング戦略用語なのです。

これはすごく人をだますのにいい言葉なのです。具体的に何をということですね。

コミュニティも実は最近よく、千葉大の先生などと話をしていますけれども、この言葉を使った瞬間に自分自身もだまされてしまう、魅力的な言葉ではあって、具体的にそこが重要な横浜の都市デザインの抱えている問題の発端だと思います。それをこれで終わらせてしまうと、後に書いているこの項目が全部、単なる教科書になってしまうのが残念です。ライフスタイルって何ですかということをもう一度問い直す。

私は具体的にインナーハーバーの2059の『海都』で言っていることの数字上のセッティングはすごく私は正解だと思っています。具体的には、30万人住むとか、50万人働くとか、数字上言っていることは、すごく私は北沢先生の言われていることはすばらしいことだと。だけど、そこでの求められている、イメージされているライフスタイルというのが、その冊子の中では余り深く突っ込まれていないのです。その部分をもう少し深く。

具体的に思っているのは、例えば職住近接というのは、本当にどうするか。生活するための都市。そういうものをもう少し深く突っ込んで、そこから枝分かれして、モビリティの話があったり、環境の話があったり、コミュニティの話というふうに広がっていくそのすごく骨格をなす部分がライフスタイルという、片仮名文字をぼんと書くことで終わってしまうのではなくて、ライフスタイルを細かく書いていく。その中で少子高齢化はどうあるべきか。少子高齢化だから、都市のデザインがこうあるべきだという話はもう聞きたくないし、少子高齢化について、本当にどう考えるか。人の幸せの受け皿としての都市というものはどういうものか。少子高齢化でいいのかということ。少子高齢化だから、対症療法としてまちを小さくしますなんていうことは、みんなが言っているわけですが、横浜はそれでいいのかということまで突っ込んで、ライフスタイルという言葉をもっと、そこから枝分かれするように、方策を考えるような組み立てのほうがいいのではないのかなという気がします。

その場所として、インナーハーバーからスタートするのは、もう仕方のないことです。けれども、郊外の

農業でもめちゃくちゃおもしろいことをやっているのを都市の人たちは役所の中でも結構知りません。私は向こうで、勝手にローカルでおもしろいことをやっているのをいっぱい見えていますけれども、そういうものとのネットワークなどを考えると、都市の見方の構造も本当はこんなものではないかなという気がしています。

○西村部会長 特にライフスタイルに関して、ここを深掘りすると、何か全体がつながって、やるべきことが見えてくるという感じが私もあります。

○中津委員 生活者視点ですね。別に都市をきれいにするために生きているわけではないですし、地球環境を守るために生きているわけではないですからね。

○六川委員 以前のこの検討部会で申し上げたのですがけれども、この都市デザイン活動を通じることによって、とにかく横浜に人が集まると。少し視点が違うかもしれないけれども、あるいは観光都市としての横浜をどう評価するかと、そういう見方も一方にあるのではないかと思うのです。

例えば、香港へ行くと、非常に建物がふえていて楽しいですし、そういう楽しみ方というのはあると思うのです。横浜の場合は、みなとみらいを中心とする、港湾部で言えば、新しい町があって、ちょっと横を見たところに旧都心があるわけです。こういうコントラストの対比をしている町というのはそうはないと思うのです。幾つか、例えばバンクーパーとか港町にありますけれども、こういう形の大きな開発はありませんので、それを見るのも楽しいし。あるいは、内陸部では、非常にまだカントリーライフのにおいがするような村みたいな屋敷があったりするわけですから、そういう視点で都市デザイン行政をしっかりやっていくことによって、先ほどの歴史的建物をどう残すかということとも関連してくるのです。

それと、この前もインナーハーバーの話を一度させていただいたのですがけれども、港だけで言えば、すごく夜の港は暗いです。もっと明るくしたら、もっと楽しい町になるし、例えば、シドニーなどに行っても町はきれいだし、オペラハウスというポイントもあります。それも観光ということにつながってくるのだけれども、横浜は夜がすごく早いのです。中華街ももう9時ごろには終わってしまったり、そういう人や仕掛けを都市デザインのほうでつくっていけば、ある程度集まってきて、横浜の魅力が全体に高まるということにつながってくるのではないかと思います。

○西村部会長 横浜の魅力みたいなものを何かキーワードに考えると、違う構成もあり得るのではないかという話ですね。

○国吉専門委員 結局、かつて40年ぐらい前にスタートしたときの都市デザイン行政というのは、企画調整局にありましたから、都市づくりのいろいろな開発コントロールの部隊とか、プロジェクトの部隊とか、そこがお隣同士でずっといる中で、こういった全体に戦略的にみんながそれぞれの部署で共通目標に向かって部分を担うといえますか、そういうことがあったと思うのです。

ですから、ただ化粧すればいいとか、そういうことは全く都市デザイン室もチームもなかったでしょうし、コントロール部隊に、ある意味で、一方でコントロールするのだけれども、開発コントロールはそれにとどまらず、もっと魅力的になるとか、豊かになるとかというプラスアルファをどうやってつくったらいいかみたいな発想をデザイン的な視点から提案させていただくとか、プロジェクト部隊に対しても、ただ高層化すればいいというのではなくて、それに対してやはりその高層なりの魅力をどうやってつくっていくかとか、スカイラインをどうつくっていくかというのを提案したりとか、そういうことがありました。それは、民間事業に限らず、先ほどから話の出ている、物が動く初期の段階でかかわっていて、そういう発想が出てきて、そういう提案をすることができたわけです。

ところがやはり、それはそれで動いていて、こちらは都市デザイン的なチームでどうしようとしていると、表面的なところしか対応できなくなってきたというものはあるかなと思っています。その辺をどういうふうにするのかなというのが一番大きいと思います。

ただ、今は政策局の中にあるわけでもないし、政策局と都市整備局とがどういう関係になっているか、結構縦割りのようになっていっているところがあって、その辺自体が本当は、横浜市自体の都市づくりの対応力が総合的でなくなってきたということがまず大きくあると思うのです。

そういう中でやはり、横浜市が今向かおうとしている戦略と、これはどういう関係にあるのかというのが、これでは見えてこないというのはやはり欠点だと思うのです。必ずしも政策局なりいろいろな各局がやっているのが、総合的にピンと行っているかというところ、そうでもないところがありますが、少なくともコンパクトシティというのを言ったり、あるいは、環境未来都市に指定されたりとか、高齢化時代にどういうふうに対応するかなどということなどは、既に挙げられているものもあって、多分こういうことを踏まえて必要な攻め口として、この部分が出てくるかとか。

一方で、そういう中での新しい中津さんがおっしゃったライフスタイルというのですか、そういった生活像みたいなものはこういうものではないかみたいなものを、まだ出してないのだったら出してくるとか、あるいは、やはりいろいろな右肩上がりでない時代のやはり持続的な発展みたいな、そういう時代を楽しくする仕掛けというのはこういうものがあるのではないかというような、そういう何か大きな論理とセットで言っていないと、非常に単発的にいろいろよく都市デザインに出てくる、教科書に出てくる言葉が並んでいるみたいに終わってしまうのかなと思います。

横浜独自の選択は何なのかというのを少し見せたほうがいいのかという感じもします。

この前、国際会議があったときに、世界遺産都市にペナンのジョージタウンになったときに、どんどん周辺の開発が進んで、経済的には非常に発展しているのだけれども、それは本当によかったのかと、ジョージタウンそのものは保存されているけれども、そこ自体も地価が上がってきて、そこにいたい人がいられなくなるぐらいの状態になって、これは発展と言えるのかどうかという問題提起がなされました。世界遺産にされたことによって、その質自体が変わっていくのは、それはまずいのではないかと。やはり一定に抑えながら発展していかなければだめではないかというような議論がありました。そういった、何か持続的な発展といえますか、そういうことを少し見せたいという感じがあります。横浜でいうのは、こういうのがあるのではないかというような。

全体としては、やはり六川さんのような経済人から見ても、単にシュリンクしていくのではどうしようもなく、市民は、質を変えた新たな展開みたいなことは欲しいということはあると思うのです。それに何かこたえるような視点を見せてこない、個別にただ並べてもしょうがないのかなという感じがしました。

○西村部会長 最初におっしゃった、市全体の大きな方向性とかという問題はどういうふうに扱ったらいいのでしょうか。それはなかなか都市デザイン室だけでも動きにくいようなことがあるけれども、それは、またトップがかわれば変わるかもしれないし。

○国吉専門委員 ほかのところもまたびしっと出てくると、コンパクトシティというのは、横浜は本当にきちんとやっているのかと見るところもあります。

○西村部会長 つまり今、いろいろなところが柱に立てているものを、都市デザインの側から見たらどんなふうに言えるかみたいなことで、全体にアンブレラみたいになれないかということですか。

○国吉専門委員 少なくともその部分には、幾つかこたえておかないと全体とリンクしないのではないかなという感じがします。

○中津委員 今、本当にチャンスだと思います。そういう発言をしているところが、市長を初め、市役所の中にはないです。だから、やはり何が幸せだということを問い直すことから始めましたという発言をするのは、今すぐ全国的にもトップランナーになる一つのチャンスかなという気がします。

○国吉専門委員 幾つかもうぶち上げているものをむしろこういうふうに組み合わせたほうが、もう一つおもしろいことができますよというような。それぞれがまた市の内部で環境未来都市は、環境未来都市の部局が言っていて、コンパクトシティはコンパクトシティのどこかがやっていると、そういうふうにはばらばらにやっているのだけれども、本当はやるのだったらこういう組み合わせでいくべきではないかというようなことを、それで質を変えていくみたいな。

○西村部会長 例えばそれはインナーハーバーの構想の中にうまく入れ込むと、こんなふうな都心像が描けますとか、そんなことでいいのですか。

○国吉専門委員 そういうこともできて、インナーハーバーもそれとセットでかからないと、説得力がなくなりますから。

○中野書記 今、市は政策局を含めて、政策をつくって、中期計画ですとかを立てていますけれども、やはり全体的に財政状況が縮小していくことや、ニーズが多様化していて、どういうことを新しいまちづくりの基本にしていくのかということを考えあぐねている状況もあるかなと。いわゆる、相当構造が変わってきて、社会的背景も変わってきている中で、昔のように横浜が昼夜間人口比を、もっと働く人をふやしていくのだと明確に言えなくなってきたようなところもあります。目標を再設定することは非常にデザイン室でも重要だということを思っています。みんなそう思っているのですけれども、どうしたらいいのかわからないというところが大きくて。そういう意味では、いろいろな政策部局は結構これを見えています。やはりよりどころですとか、考え方ですとか、住むことと、生活と都心のあり方などを含めて、結構総合的に提言をされているところがあるので、やはり具体的にはどうしていくのかと、まさにこれから本当に考えいかななくてはいけない市の局面で、国吉先生が言うように、都市デザインはやはり一定のインナーハーバーの提言で役割を果たしていったら、どういう魅力的な都市にしていくのかということ自分たちの役割を明確化していくと

いうことを、この都市デザインビジョンをつくることで再設定をしていければと思っています。

○佐々木委員 横浜は国として独立したらやっていけるのでしょうか。例えば、食料とか、水とか、外貨はこれぐらい稼げるとか、何か例えばそういう少しとっぴな話かshれないですけども、どうやってこの都市とか、一応何かの理由で設定されたこの市域という空間の中で、みんなどうやって生き残っていいのかというような戦略みたいなものを持つというようなことから考え出していっても、横浜の今、農地はどれだけの食料が生産されているのかとか、水はどのように確保するのかとか。港から出入りするものは、関税みたいなものをどうかけるか、それはちょっとあり得ない話かもしれないですけども、幸せというような話とも多分絡んでくるのではないかと思うのですけれども。

○中野書記 多分独立できるだけの食料自給力はないですし、多分財政的にも横浜の産業が、横浜市民を支えるだけの力を持っているかといえば、不足している状態です。

○佐々木委員 例えば、そういう数値が出ていたときに、では、こういうことをやらなくてはいけないという、横浜市民が何か一つの国民のように、自分たちの国を生き長らえさせるためには何をすればいいのだろうかというようなことを考えられるような問題設定の場面とかというのは、おもしろいのではないかと思います。

○中津委員 それはすごく重要な発想で、中国などの仕事をするときには必ず、エネルギー、食料、水の話をするようにしているのですけれども、それはすごく重要な、幸せを考える上でのインフラストラクチャーの基本はその3つなのです。

それを今、近代都市計画はそれを超越してやってきたわけですけども、今、本当に建築系の人たちがやっているコンパクトシティの議論で欠落しているのは、その発想です。それがないと、人と人のコミュニティということを考える資格はないというのは、もうずっとわかっているし、それをどういうふうに、独立という言葉はいいかどうかは抜きにして、そういう自給するような社会こそが重要な、人、一人一人の幸せを保障するというような発想。それを言った瞬間は何を言っているのと思われる可能性はありますけれども、でもそういう視点から求められているインフラストラクチャーは何か、政策は何かというふうにブレイクダウンしていったほうが横浜らしいものになっていくと思います。

○西村部会長 つまり、自給とか、自立とか、そういうキーワードで考えてみると。

○中津委員 それを出し過ぎる必要は絶対ないと思うのですけれども、でも、基本的にそのベースのインフラストラクチャーというのは、交通ではなくて、環境でもなくて、そういう非常に重要な3つ、エネルギーと水と食料ということを中心に幸せということを考えるというのは、忘れていった都市政策に目が行く。そこから、交通の話にもなるし、環境の話にもなります。

○西村部会長 問題の絞り方をうまくしないと、総合計画になってしまうので、その中で都市デザインとしてやれるものは何かという話です。でも、キーワードとしては、そういうある種の自立したものと、自給した生活のあり方みたいところを、何かそこから出てくるものというのは、どうもそういう時の手がかかりなかもしれないですね。幾つかの柱の一つです。

○中野書記 この『海都横浜構想』は大学の先生方と一緒に議論しているところで、先ほど数字の設定ですとか、横浜の50年後の将来像というものを内部の専門家の皆さんと議論をして私もつくったのですが、やはり、いろいろなこれは知恵を集めて新しい提案をつくるというのは非常に重要だなと思います。

実際には、本当に都市の戦略として、横浜は競争でアジアの港湾都市を勝ち抜いていくつもりが本当にあるのかどうか。そういったときに、どういう勝算やビジョンを持って、例えば港湾の経営をしていくのかというような、骨太なところをしっかりと確認していかないといけないということで、このインナーハーバー構想ではかなりアジアのほかの港湾都市とちゃんと連携して、国際都市としての外国の資本や優秀な人々が横浜でグローバルスタンダードな住環境も含めて働きやすく、活躍するというで豊かな都心を形成しているという考え方がしっかり出ています。そういうことを都市デザイン室としても前提にしながら、余り人口が縮小しますよ、高齢化社会になりますよということだけでなく、そういうビジョンに基づいて都市デザインをやるのだという考え方に立てればいいなと思っています。

○西村部会長 ということは、その都市デザインというフィールドでそれを次のステップというか、具体化するようなイメージが書ければいいということですか。

○中野書記 そうですね。具体的にはそういうイメージです。

○西村部会長 だとすると割とはっきりしていますね。ここに載っているのは、非常に全部押さえているという感じだけでも、そこが出発点で、そこにあるビジョンが基本的に共有されているとすると、割と方向性は明確ですね。ただ、それも政治的に言うと、それだけでいいのかというような話がありかもしれません。

郊外をどうするのかとか。

○国吉専門委員 郊外は対応しないのかということは問われています。

○中野書記 自立とか自給とかを含めて、今、庁内で進められているコンパクトシティの議論が、何か駅前だけに寄せればいいのかというような議論になりがちなのですが、全然違った視点から、どういう生活が20～30年後にあり得て、そのためにどういう都市としての暮らしを支える環境があるべきなのかということをやはり考えていかなくてはいけないので。

○西村部会長 非常に大きな都心がその構想であるとする、そこを支える居住というのは、どうあるべきかみたいな、両方があるといいですね。住んでいる人の大半はそちらに住んでいるのでしょから、そこで先ほどの単にライフスタイルと言わない、その住んでいる具体像みたいなものが出てくると。

○佐々木委員 都心は周辺がこけたら絶対こけるのですね。周辺を全部収奪して、辛うじて成り立っているが都心なので、都心が元気になれば郊外が元気になるというのは、それは逆ではないかと思えます。20世紀の前半はよかったです。都心にすべて出発点がどこから来たものかというのを無視して、効率よくいろいろなところから引っ張ってきて、都心でやるというのがあったのだけれども、どこから持ってきているかということをかきんと考えると、「いや、こんなのは成り立たないよ」というのがそろそろわかっている段階だと思っています。

○国吉専門委員 ちょっと話は違いますが、横浜の都市デザイン、あるいは都市づくりというのは、自治体の都市づくりをある程度先導していこうみたいな意識もあったのです。そうやって考えてみますと、最近、私の行っている横浜市立大学でもまちづくりコースというのが、今年からできて、関東学院さんなども、市内の大学が連携していろいろなことをしているのですけれども、必ずしもそこで取り扱おうとするのは、都心部だけではないのです。やはり郊外部あるいは、全国のほかの都市が抱えているような課題にもこたえられるようなことも、やはりどこかで横浜の郊外でもできることはやっていきたいとかそういうものもあったりして、ほかの都市の規模に限らず、住宅地の問題とか、それと高齢化の問題とか、そういったフィールドにも多少こたえられるような都市デザインというのも、どこかで触れていってもらえると、大学の活動としてもいいかもしれません。

つまり、横浜は特殊で、余りほかの都市には参考にならないようになってしまうと、まずいというような感じもするのですけれども。

○西村部会長 なかなか難しいですね。ここでの戦略を明確にしながら、なおかつ、これが全国のスタンダードになるような。

○国吉専門委員 もちろん全部は、オーバーはできないけれども、一部やはり相通ずる部分が、どこかで。

○佐々木委員 多分、それは具体的な手法とか、空間のイメージとかというよりも、何か都市デザインというものに対する切り込み方というところで、ほかの都市にすごく、「横浜の考え方を自分の都市に適用したどうなるかな」という刺激を与えるということのほうがおもしろいのではないですか。

○西村部会長 それはできるかもしれないですね。きょうの話でも、ライフスタイルというのをもう少し、中心と周辺で何か生活している、それがまた全体として魅力をつくり上げているようなものをうまく描き出して、そういうところからスタートするような都市デザインになっていたというスタンスそのものは、ほかの都市でも単なる都心のビューティフィケーションではないようなスタンスがあり得るのだというようなことを言えば。

○中津委員 もうそういうのは、視点と視野の持ち方の違いで、私たちはランドスケープと、常に水のシステム、どこに雨が降って、どこに流れるかというのでスケール感覚を持っていますから、都市というのもそういうふうな一つの大きな見方もあるし、中規模な見方も、小規模な見方というスケールをもう少し横浜はこういうスケールでも都市というのだと、横浜市内の全域を見る見方と、ミニマムで見える見方、その中間の考え方というのも、それぞれ戦略が違いますから、その辺をもう少し整理しながら、遠景、中景、近景の都市の見方というものをやっているところというのは、ほかに余りないですね。皆さん、近景だけです。

だから、そういう考え方は、緑地のネットワークのこともその中では少し書いてあると思いますけれども、それも教科書的にさらっとさらっただけで、具体的にそれにどういうふうにな人が張りついて、どういう経済のサイクルがそれぞれの町なかで起きるべきかという話も全然ないので、そういうのがあって、そこに人の幸せがイメージできて、それでそれぞれ横浜に引っ越していきたいと思うのが、究極の都市経営上必要なことです。それが個人も引っ越していきたいし、法人も引っ越していきたいと。それぞれ、また戦略は別ですから、遠景、中景、近景の考え方であれば、個人、法人の考え方もあるだろうし。その先にインフラストラクチャーの話があったり、環境問題の話があるというようなことです。組み立てのベースの持ち方だけで

横浜的なものというのをもう少し議論したほうが、会社としての幸せとか、個人の幸せとか。当然、経済的な発展はもちろん必要です。

○佐々木委員 経済的な発展も、例えば地域通貨でうまく行っているようなものと、世界の金をどうやって戦略的に取ってこようかという、そういうグローバルマネーの使い方は、多分両方が横浜では動いているみたいだとおもしろいですね。多分実際そうなのだと思うのですけれども。

○国吉専門委員 さっきも言いましたけれども、全体の一見ばらばらになっているような事業や政策がいろいろあるのですけれども、やはりそこを政策局が余りやらないのだったら、都市デザイン室がつなげるぐらいの気持ちでやってもいいのではないかと。

つまり、例えば地域まちづくりなどは、デザイン室のわきで一部スタートしたものが自立して行って、それはもうそちらに任せてあるという感じになっているのですけれども、地域まちづくり条例の運用みたいな、ここの序は両方やっているからいいのですけれども、地域をどういうふうに変えようとしている戦略に今なっているかというのが少し見えなくなっています。自主的にやってくださいということはあるのだけれども、それによってどういうふうな地域イメージをつくらうとしているかというのは、もうこのぐらいまで来たらもう1回やってもらって。そこと都市デザイン室の活動をもう1回リンクしていくことが可能かというような議論をするとか、環境未来都市などの部隊ともリンクして、あるいは、創造都市などは割とデザイン室から独立したところがあるので、それはまた自立し出すと、単なる観光だけになってしまう可能性もあります。そういうことのないように、常にリンクしながらその微妙なところはちゃんと残しておいたほうが私はいいと思います。

○西村部会長 それはやることはおせっかいではなくて、サポートしているみたいなことになれば。

○国吉専門委員 職員の人は大変だろうけれども、既にもう相手絡みはこちらに任せたのだから、任せろというので、それをすばっとしたいというのもあるのだけれども、すばっとしてしまうと、今度丸々になってしまって。その辺もリンクしながら、やはりデザイン室なりに攻めていくところを確かにつくっておくというのが、何かやはりやっておいたほうがいいなという感じがします。

○西村部会長 最終的にもに落ちるという意味では、どこだかに落ちないといけないわけだから。

○国吉専門委員 その中の、戦略的に当分はこことここを5年ぐらいやっていこうというのはあるのだけれども、全体の仕組みは常に何か、共有できるような感じをやっておくというのが必要だろうという感じがします。

○六川委員 これを通じて、やはり都市デザイン室の役割とか、仕事の内容をもう1回精査したらいいと思うのです。本来の幹の仕事がもっともっとあるわけですよ。

○西村部会長 計画調整などですね。

○六川委員 そういうほうがもっともっと大事だと思うのです。だから、役割と仕事を、メインの仕事というのをもう1回明確にしてあげるというのもある程度必要なのかもしれない。

○西村部会長 それは重要です。

○中野書記 この資料でも割とチャレンジ精神とか、企画プロデュースなどという言葉を入れているのは、やはり制度、条例を持って運用するというのは、適正な許認可ということで、公明的に運用していくことを心がけるということになるのですが、そういう姿勢と、都市デザイン室がもともと持っていた、情報を早くキャッチして、先取りして、提案して、調整していくという仕事のスタイルと、やはり性質が違う部分があります。最近そういう部分では、不十分だなという反省もしていますので、そういう役割について再度確認して、評価していくということは、ぜひ位置づけていければと思います。

○西村部会長 制度を持つと、制度のお世話係というか、番人になってしまって、もうルーティンワークになるから、そうでないものが目指されていたわけだとすると、その原点に戻る必要があると思います。そういう意味で、きょう、非常に重要ないろいろなキーワードが出ました。魅力とか、ライフスタイルを使わないとか、非常に大きな自立とか、都心と周辺とか、市全体の方向性とか、そういうものから、少し大きく変えないといけないかもしれないけれども、大変な宿題ですが、次回に期待したいと思います。

2 その他

○西村部会長 その他、何かありますか。

○中津委員 傍聴がないことをどう考えるかですね。

	<p>○中津委員 本当は関心がないということですね。</p> <p>○佐々木委員 こんな話が聞けたのなら来たのという人がいたかもしれないです。</p> <p>○中津委員 傍聴がないということは、本当はすごく重要な問題点です。</p> <p>○中野書記 そういう意味では、なるべく事前周知を希望されるようであれば、もう少し積極的PRして、この議論を聞いていただくという方向は。</p> <p>○中津委員 もう舞台の上でやってもいいぐらいです。</p> <p>○中野書記 まさに今後の政策を議論するのは、幅広く市民の方にも理解していただき、周知していきながら議論していく必要があると思います。それも検討させていただきたいです。舞台の上で上がる覚悟で議論していただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>閉 会</p> <p>○中野書記 以上で終了でございます。 第2回都市美対策審議会の政策検討部会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回政策検討部会配布資料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回の開催日時は、平成24年10月22日(月) 10:00～12:00を予定。